

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第二集

朝暮母を慕う

和歌山県立文書館

目次

はじめに	1
1 朝暮母を慕う	3
2 龍神へ入湯	34
3 看病御暇	53
4 妻幼少に付き同居	75
5 開帳に付き軽業	85

はじめに

万延元年（一八六〇）五月、大番組頭夏目三郎大夫は

離縁した元妻との再縁（復縁）願いを藩に提出します。

二人の間に出来た娘が成長するに従い、「朝暮母を慕い
毎々再縁之儀申し進メ」たからといひます。朝に晩に「お
母さん帰ってきてよう」（と泣いていた）といったところ
でしようか。「願達留」の記載です。

何とかわいそうなど思うのは、でもちよつと待つて下さい。「嫁娶」願い出認否の事例中（『南紀徳川史』一三冊）に、「朝暮子が母を慕う」というようにすると許可されることもあると書いています。ほかにも養子願いや御暇願い、看病願いなどの例文が残っていて、それを下敷きにした願いも「願達留」の中にくつか見つけることが出来ます。願いに書かれた内容は作文とはいわぬまでも、額面通りには受け取らない方がよさそう

なのです。

今日の感覚からすれば、縁組み（結婚）や養子取りという極めて個人的な問題に藩の許可を得なければならぬのですから、違和感を持つことでしょう。ただ、これは武家にとっては、あるいは藩にとっては個人に関することだとはいえないのです。家の相続、すなわち主君（藩主）と家臣との間の主従関係にまつわる問題だからこそ藩の許可を必要としたのです。湯治、墓参のための御暇願いや看病願いは移動をとめない、役務に影響が及ぶために願い出るのです。

このような、武家（家臣）から頭を通じて上がってきた願いを、その認否も含めて御用部屋で書き写したものが「願達留」です。本書で取り上げたのは、一部を除き、安政四年（一八五七）から万延元年（一八六〇）までの

一冊です（丙ネ三、『移管資料目録』）。

全体が五五九丁（今の頁立てでいえば一一一八頁）。

冒頭から「他所」^{よそ}（養子・弟・孫・父など家臣の家族の、
修業・仏参・参詣などの御暇願い）二五丁、「名改」^{なあらため}
四八丁、「神社」四一丁、「縁組」一二九丁、「養子」七一丁、
「道中」（役務のための道中での寄り道）六一丁、「御暇」
（役務の休暇）三八丁、「看病」六丁、「病氣」二丁、「引
越」三丁、「御番・御供」^{ごばん}（役務や、参勤などの御供に関
する願い）一〇丁、「屋敷」六二丁、「雑」（当年五十歳
二罷成^{まかりなりさうろうじつぎ}候^ご付地廻り乗物御免願）が多く、ほかに出家
願、手討ち届、町人の興行願いなど）六三丁になります。
一番多い「縁組」が全体の二三パーセント、次の「養子」
が一三パーセントを占めているのです。

ただ、御用部屋で書き留めたのですから、提出された

願いの文面を忠実に写しているわけではありません。文
末は、願いに書かれていたはずの「奉願候、以上」^{ねがいたまうり}
で終わるよりは、「度願」^{たきねがひ}「旨願」のように御用部屋での
記載様式に変わっているのがその一例です。また編纂は
提出された年の順、月の順なのですが、若干の前後があ
り注意が必要です。

収録した願いは、二〇一年の和歌山県立文書館古文
書講座で取り上げたものを基本に、いくつかを入れ替え、
その解説は全面改稿しました。読後、一つの疑問も起こ
らないよう徹底解釈に努めました。武家文書ですから、
くずし字は一部を除いて読みやすいものです。くずし字
学習を志す方々のみならず、近世史料を解釈しようとする
すべての方々が本書をご活用下さればと思います。

（遊佐教寛）

1 朝暮母を慕う

前の二例が「縁組」、後ろの二例が「養子」に関する

【養女離縁】

子供のいない家臣が親類の女性を養女にもらい、その養女に婿養子をとりました。ところがその養女が病氣のために離縁して、婿養子が家に残るといふことになりません。ところで、養子・養女といつても付き合ひの少ない

〔釈文〕

① 山本十郎右衛門組

上野新五左衛門妻者 上野新五左衛門 一類共

岡部三左衛門娘二而、養父金右衛門従弟二付

養女ニ先達而奉願相済、以下小普請

田中武之助弟新五左衛門を躰養子被

仰付難有仕合奉存候、②然廻右養女儀

願いです。

家同士での遣り取りは起きにくく、熟知した家、大方親類筋との間で行われます。そうするとおじ・おばやいと、この間で複雑な縁戚関係が出来ます。

〔読み下し文〕

① 山本十郎右衛門組

上野新五左衛門妻は 上野新五左衛門 一類共

岡部三左衛門娘にて、養父金右衛門従弟に付き

養女に先達て願ひ奉り相済ませ、以下小普請

田中武之助弟新五左衛門を躰養子

仰せ付けられ(被^{られ}二仰^{おほせ}付^{つけ})

山崎の書

上巻の書

① 上巻の書

一頁

是の如くは、
古今東西の書

は、
其の如くは、

いかに、
其の如くは、

いかに、
其の如くは、
②

いかに、
其の如くは、

いかに、
其の如くは、

世にありあけの事なりとて③
 ちかき事 にはかゝるに離れぬ事あり
 容易に知れぬ事ありとて④
 ちかき事 にはかゝるに離れぬ事あり
 世にありあけの事なりとて④
 ちかき事 にはかゝるに離れぬ事あり
 世にありあけの事なりとて④
 ちかき事 にはかゝるに離れぬ事あり

了月

下書り
 宣和二年
 六月

病氣ニ罷在色々養生為仕候得共急々
快気も難仕、往々家事取締等難

出来候様子ニ相見申候、③養女ニ仕舞

養子被仰付候上離縁之儀甚奉恐入、

容易ニ難奉願儀ニ御座候得共、件之通往々

家事取締等難出来候処其儘差置

候段私共何共歎敷御座候間、④何卒

御慈悲を以右養女此節離縁之儀

相済候様仕度奉願候、尤三左衛門江も

熟談仕候儀ニ御座候、已上

四月 一ト通り及取計候積ニ而

聞届済ス 六月廿五日

有り難き仕合せに存じ奉り候、②然る処右養女儀
病氣に罷在り在り

色々養生仕らせ(為仕)候えども急々

快気も仕り難く、往々家事取り締り等

出来難き候様子に相見え申し候、③養女に仕り舞

養子仰せ付けられ候上離縁之儀甚だ恐れ入り奉り、

容易に願ひ奉り難き(難)奉(願)儀に

御座候えども、件之通り往々

家事取り締り等出来難く候処其儘差し置き

候段私共何とも

歎かわしく(歎敷)御座候間、④何卒

御慈悲を以て右養女此節離縁之儀

相済せ候様仕り度く願ひ奉り候、尤も三左衛門へも

熟談仕り候儀に御座候、已上

四月 一通り取り計らいに及び候積りにて

聞き届け済す 六月廿五日

〔文意例〕

①

山本十郎右衛門組

上野新五左衛門

上野新五左衛門妻（となっている女性）は

親類一同

岡部三左衛門娘で養父（養子縁組して養父となった）金右衛門の従弟なので、
（藩に宛てて）養女に先達てお願い申し実現し（許しを得）ました。ついで以下小普請

田中武之助弟新五左衛門を賀養子に

御命じになり（願い出をお許し下さり）有り難き仕合せと思っております。②ところが右の養女ですが
病気でして、色々保養させるのですが急な
快復も難しく、しばしば家事取締等も

出来かねる様子に思えます。③養女といたしその旨

養子を御命じになった（お許し下さった）上に離縁を願い出るなど、甚だ恐れ入り
容易にはお願いしにくいことです。けれども、以上の通りたびたび

家事取締等出来かねる点をそのまま放置しておく

というのも私共としては何とも歎かわしいことで御座います。④何卒

御慈悲を以て右養女、この節の離縁を

実現したくお願い申し上げます。もともと（養女の実父）三左衛門とも

話し合い納得を得ております。

四月

（新五左衛門一類共が）順を追ってうまく事を処理するつもりでいるので、
承認済み 六月二十五日

〔語意・語法〕

① 山本十郎右衛門組上野新五左衛門 上野新五左衛門はこの時大番であろう。山本十郎右衛門は大番頭おぼんがしらか。「…組」は番方役儀の者がその番頭の配下に組織されていること。「衛」は点。ここに文字があるというだけの意味。「左」は横画が省略されている。この位置には、「御用人出ス」「司農（勘定奉行）出ス」「奥掛り出ス」（番方は硬性組織で、願いは当然番頭經由になるため、「大番頭出ス」ではなく「…組」の表現になったのだろう）等とあることから、願い人を掌握するこれらの役儀の者が願いを取り扱い、加判之列（年寄）、具体的には御用部屋に提出した。そこでは先例を調べて可否が決定された。文久四年（一八六四）八月と思われるが、第一次長州征討のために京都伏見に出陣した竹内三郎右衛門が妻の看病のために暇を願い出たところ、「御目見以上二而本文体妻看病之御暇願例無之付、本文者不用御儀」とある。安政五年（一八五八）松坂町与力出役下津九左衛門は、勢州への引越を御用人を経由して願い出たが、「本文九左衛門、身分者御勘定所下代二付、御用人二而可承届筋之処相紛

近達（藩主の近辺に達した、つまり御用部屋に届いてしまったの意か）二相成候付、右願不用二相成候様致度旨御用人申出候事」とされた。御目見以下に入る松坂町与力出役（臨時に就いている役儀）と思ひ間違つて御用部屋に提出されたけれども、実際には伊賀以下に入る勘定所下代げだなのだから、この願いは御用人が判断すべき筋なので、取り上げないことにしたいという。御目見以下に満たない者の願いは御用部屋に送らず、御用人・勘定奉行など、その人物を支配する役儀の者が直接判断を下したことが分かる。一類共その人物に責任を有する親類一同。藩に提出した「系譜」「親類書」の内、「親類書」記載の類縁がおそらくそれに当たるものと考えられ、祖父母・父母・伯父伯母（叔父叔母）・兄弟姉妹・従兄弟（従姉妹）・子、およびその実方での同様の類縁をも含んだ範囲になる。この場合、養父金右衛門は新五左衛門を七月二十日に養子に迎えた翌月、八月六日に没している（日付が接近していることを考えると、死去を伏せて養子を決めた上で死去を届け出たのかも知れない）。金右

衛門からの願い出はできない上に、上野新五左衛門は上野家に迎えられた養子に当たるため養家の娘（養女）を離縁するという申し出は出来ない。そのため一類共からの願いになった。上野新五左衛門妻 安政二年（一八五五）

上野正之助（新五左衛門）「親類書」にあるように、上野正之助は妻が岡部三左衛門娘、養父上野金右衛門母（正之助祖母）が岡部三左衛門姉。つまり金右衛門養女になった正之助妻は金右衛門の従妹。近世武家社会では、このような閉じられた一定の姻戚関係の中で縁組や養子・養女取りが通常行われるため、複雑な繋がりができあがる。横画に右払いが「者」。漢字で書いてあるが平仮名。娘二而 短い縦角に丸と点が「而」。これも平仮名。奉願「奉」は謙讓語。田中武之助「田」は外画だけが書かれ

安政二年上野正之助「親類書」（資料番号一五八五）

一祖父 上野弥兵衛死

一祖母 岡部三左衛門姉死

一父 上野金右衛門死

ている。新五左衛門を髡養子被仰付「親類書」では新五左衛門実方は、祖父が田中六郎、母が田中六郎娘。安政二年上野正之助（新五左衛門）「系譜」では正之助養祖父弥兵衛は田中六郎長男。つまり養祖父上野弥兵衛と実父田中仁兵衛は兄弟。正之助は養父金右衛門の従弟。上野正之助とその妻は、養父上野金右衛門の父方従弟と母方従妹ということになる（系図参照。なお、紀州藩に対して家臣が提出した「系譜」「親類書」とその制度については、松島由佳編『紀州家中系譜並に親類書書上げ』上・下参照）。このような親類筋を通じての婚姻、養子・養女の遣り取りは数多く行われた。「被仰付」は（藩が）御命じになる。「被」は敬語。奉存候「候」は点。これも字があるというだけの意味。

一祖父 上野弥兵衛死
一祖母 岡部三左衛門姉死
一父 上野金右衛門死

一伯父 上野友次郎

私手前二罷在候

一妻 岡部三左衛門娘

実方

一祖父 田中六郎死

大殿様方坊主組頭

一祖母 松田要春死 妹死

一父 田中仁兵衛死

一母 家女

一伯母 桑山吉兵衛妻

一兄 田中武之助

(尾略)

安政二年上野正之助「系譜」(資料番号一五八四)の内「九代目金右衛門」

(首略)

一安政二乙卯年七月廿日養子之儀

新御番頭内存願之通父(弥兵衛)実方従弟

以下小普請田中武之助弟正之助を

養女江掣養子被仰付候

(尾略)

一伯父 上野友次郎
私手前二罷在候

一妻 岡部三左衛門娘

実方

一祖父 田中六郎死
大殿様方坊主組頭

一祖母 松田要春死 妹死

一父 田中仁兵衛死

一母 家女

一伯母 桑山吉兵衛妻

一兄 田中武之助

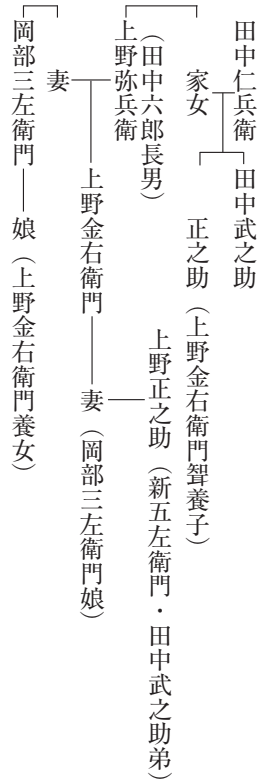
一安政二乙卯年七月廿日養子之儀

新御番頭内存願之通父(弥兵衛)実方従弟

以下小普請田中武之助弟正之助を

養女江掣養子被仰付候

系図を整理すると次のようになる。



- ② **罷在** ある時点で病気になる、同じ状態が未だに続いている。「罷」は謙讓語。為仕いたさせる。「為」は使役。「仕」はするの丁寧語。**候得共**「候」の語尾変化「候」に漢字の当て字を使ったもの。往々しばしば。家事取締家事・家政と同義。家事を強調したものか。炊事・掃除・洗濯・裁縫ばかりでなく、家計管理や奉公人の監督などの役務も含む。
- ③ **差置** そのままにする。「差」は接頭語。特に意味はない。歎敷「敷」は当て字。

- ④ **仕度** 「度」は「まだれ」がほとんど省略されている。熟談納得のいくまで話し合うこと。御座候カナの小さな「ワ」が「御」。四月万延元年。一卜通り及取計候積二而(新五左衛門一類共が養女の実父三左衛門とも熟談をし、三左衛門も養女を実家に「差戻」すことに納得し願い出ているというように)順を追って事を処理するつもりでいるので。「一卜通り」は、順を追った内容。「取計」は、うまく運ぶように手段を講じること。

【復縁】

通常の「再縁」は、どちらか一方、あるいは双方が離縁の経験のある者の縁組みをいいます。ここで取り上げ

た「再縁」はそれとは違って、以前夫婦であった者同士
の復縁なのです。

〔釈文〕

① 御用人出ス

再縁 佐藤十左衛門

叔母

御用人出ス

夏目三郎大夫江

右縁組願

五月 右十左衛門願、御目付内談之節風聞
書相添差出候付、表向願出候様申聞候処双方
願出候付、

右風聞書とも六月晦日出二江戸江遣ス

続之品無之旨

② 一右縁組之儀、右者先年奉願、三郎大夫

妻ニ呼取男子出生仕御座候処、無

抛品有之離縁仕候処、③出生之女子

〔読み下し文〕

① 御用人出だす

再縁 佐藤十左衛門

叔母

御用人出だす

夏目三郎大夫へ

右縁組願

五月 右十左衛門願い、御目付内談之節風聞
書き相添え差し出し候に付き、
表向願い出で候様申し聞け候処双方より

願い出で候に付き、

右風聞書きとも六月晦日出でに江戸へ遣す

続き之品之無き旨

② 一右縁組之儀、右は先年願い奉り、三郎大夫

妻に呼び取り男子出生仕り御座候処、

① 再縁

再縁

大縁組歌

五月

縁之由緒

此月縁

縁之十帖
如母

此月縁
縁之十帖
如母

大縁組歌
此月縁
縁之十帖
如母

成長ニ随ひ朝暮母を慕ひ毎々

再縁之儀申進メ候得共、一旦離縁仕候

儀ニ付奉願候儀恐入是迄打捨置

候得共、④達而再縁之儀相歎朝暮

母を慕ひ候段心底難黙止、此度

和熟之上再縁奉願候との別紙も出ル

扱よんどころ無これき品之有り離縁仕り候処、③出生之女子
成長に随ひ朝暮母を慕い毎々

再縁之儀申し進め候えども、一旦離縁仕り候

儀に付き願ひ奉り候儀恐れ入り是迄打ち捨て置き

候えども、④達て再縁之儀相歎じ朝暮

母を慕い候段心底難止し難く(難ニ黙止ニ)、此度

和熟之上再縁願ひ奉り候との別紙も出ずる

〔文意例〕

① 御用人が提出

再縁 佐藤十左衛門 叔母

御用人が提出

夏目三郎大夫へ(佐藤十左衛門叔母が嫁す)

再縁 右の縁組願ひ

右十左衛門の願ひは(十左衛門が)御目付に内談した際に説明

五月 書きを添えて差し出したので、(そういう事情ならば)正式に願ひ出る様にと

(目付が)申し聞かせた処(十左衛門・三郎大夫の)双方より
願ひ出た。右の説明書とともに六月晦日差し出して江戸に送った。

(ふたりに) 血縁関係はない。

②一右の縁組に付いてですが、これは先年（藩に）お願い申し上げ、（十左衛門叔母を）三郎大夫

妻に迎え（その後）男子（女子の間違い）を出生いたしましたか、

やむを得ない事情があつて離縁いたしました。③ところが、その女の子が

大きくなるにしたがつて一日中母を慕い、常々

再縁を言い立てるのです。一旦（藩に願ひ出て）離縁いたしました

わけですから（再縁をまた藩に）願ひ出るといふのは恐れ多いことでこれまで放つて置き

ました。④どうしても再縁をと嘆き悲しみ、朝暮

母を慕うのを放つておくことは本当に出来ず、この度

和解をして再縁をお願いすることになりました、との別紙（風聞書き）も出ている。

〔語意・語法〕

①**佐藤十左衛門叔母** 当代当主からの**続柄**^{つづきがら}でしか表現できない。この時この「叔母」にとつての父・兄はすでに亡く、当主である甥からみた続柄を示している。ただ、慶応元年（一八六五）十月佐藤貞次郎「親類書」では、「十左衛門」ではなく「父 宇右衛門」となっているため、これにしたがえば「佐藤宇右衛門叔母」になる。（四代目十左衛門）は、この「願達留」と、元治元年（一八六四）三月夏目藤四郎「親類書」に出てくる。佐藤家の史料に

はない。**再縁** 通常の再縁は離縁経験のある者同士が別の相手と縁組すること。ここでは同じ「再縁」と表現しているものの、かつて離縁した当事者同士で、復縁に当たる。**夏目三郎大夫** 江佐藤十左衛門叔母を夏目三郎大夫へ縁組させるの意。三郎大夫はこの時大番組頭。**五月万延元年** **十左衛門願**：**双方々願出候**「十左衛門願」という表現からすれば、三郎大夫の内諾は得ていたにしても、十左衛門あるいは「十左衛門叔母」の側が主導した

願いであるように思える。「御目付内談」にも十左衛門が outward、目付が「表向願出」を申し付けたので「双方願出」という表現につながるのだろう。内談正式に願い出る前の打診。離縁の際には藩の承認を得ているため、復縁となると一旦出たその藩の承認を覆すことになる。別な相手との再縁のような形式的な手続きで済む案件とは違うので、願い出る前に目付と内々に相談してみた。風聞書 世間のうわさ話を書き留めたものということではなく、復縁を決意するにいたるまでの経緯を説明した書。「続之品無之旨」に続く一文も「風聞書」から引用した内容であろう。相添「相」は語調を整える語。差出「差」は頭の「羊」の部分省略に書いている。表向願出「内談」に対する表現。正式に御用部屋に願い出る。申聞 内談の際に十左衛門は事情を説明した「風聞書」も添えて願いの書面を差し出してきたので、それならば正式に願い出ると目付が指示を与えた。晦日「みそか」。月の最後の日。大の月ならば三十日。小の月ならば二十九日。江戸江遣入 通常の願いであれば、御用部屋で過去の事例を調べ、前例があれば問題なく承認する。

しかしこの「再縁」は、御用部屋で事務的に判断できる内容ではないため、この時参勤交代で江戸赤坂屋敷にいる藩主の元（あるいは赤坂屋敷に移っている藩中樞）へ送った。続之品（ふたりの間の）血筋の続き。

②奉願「奉」は謙讓語。藩に対する謙讓語で、佐藤家に嫁取りを願い出たわけではない。呼取 呼んで迎える。呼び寄せる。

③朝暮母を慕ひ「朝暮」は朝に晚に、いつでも。文面だけを見るとこの女子が母を慕ってお母さんに戻ってほしいと言いつのつていたようにみえる。ただ、天保九年（一八三八）付「嫁娶」願い出認否の事例中に、「離縁之方へ再縁願出候処右は不相濟旨答あり尤子出生無之故か、但子有之候は、願振に寄朝暮子か母を慕ふと申様之願面に可相濟儀も有之」、復縁の場合、子供があれば願いの持つて行き方によって、「朝暮子が母を慕う」というような文面だと認められることもあると書く（『南紀徳川史』一三冊、六三八頁）。そうすると、何のことはない、この願いにある「成長ニ随ひ朝暮母を慕ひ毎々再縁之儀申進メ」「達而再縁之儀相歎朝暮母を慕ひ候段

心底難黙止」も、雛形で効果があるといわれた「朝暮：母を慕」の一文を取り込んでいたのだ。二回も繰り返しているのだから、この事例を意識した作文であることは間違いない。たしかに、離縁直後で、子供も幼い頃ならばともかく、「成長ニ随ひ」、大きくなったからといって、何を今さら、子供が急に、しかもきわめて積極的に復縁を求めるといふ話も辻褄が合わないように思える。

【十左衛門叔母関係書き上げ一】

「佐藤十左衛門叔母」を「系譜」や「親類書」で探していくと、縁組みや離縁を繰り返している女性であるこ

むしろ復縁を求めたのは親自身、経緯からすれば、中もとりわけ十左衛門叔母だったということなのかも知れない。毎々いつもいつも。常々。
④達而強いて。無理にでも。心底心から。本当に。黙止口をつぐんでそのままにしておくこと。和熟仲良くすること。別紙風聞書のこと。

とが明らかになってきます。

天保八年（一八三七）二月佐藤源六郎（三代目十左衛門）「親類書」（資料番号六三八二）

（首略）

一惣領 佐藤門助

（四人略）

一妹 岩橋八三郎妻

（三人略）

一惣領

（四人略）

佐藤門助

一妹

（三人略）

岩橋八三郎妻

(甥) 八三郎惣領

一同 岩橋左馬

(二人略)

(姪)

一同 岩橋八三郎娘壺人

(尾略)

〔語意・語法〕

妹 岩橋八三郎妻 佐藤家は十左衛門を名乗ることが多く、この「親類書」を書き上げた佐藤源六郎は後の(三代目)十左衛門、その「惣領 門助」が後の(四代目)十左衛門(宇右衛門とも)。ここにある、父源六郎(三代目十左衛門)「妹」は、「惣領 門助」(後の「(四代目)十左衛門」)から見れば「叔母」、つまり「佐藤十左衛門(四代目)叔母」なのである。万延元年(一八六〇)五月に「復縁願い」を出した「佐藤十左衛門(四代目)叔母」は、それより二三年前の天保八年、役儀は不明だ

一同

(二人略)

八三郎惣領
岩橋左馬

一同

岩橋八三郎娘壺人

が岩橋八三郎の元に嫁していて、「八三郎惣領岩橋左馬」
「岩橋八三郎娘壺人」の一男一女があったことが分かる。
その後いずれの時期にか離縁したのだろう。一方、夏目
三郎大夫は、二十九歳で奥詰を勤めていた文政十一年
(一八二八)の「親類書」(資料番号一〇四四八)や、大
番だった一九年前の文化六年のものにも、妻や子の記載、
離縁していれば書かれるような記述はみあたらない。三
郎大夫は長い間独り身だったらしい。

【十左衛門叔母関係書き上げ二】

嘉永五年（一八五二）十月夏目熊之丞「親類書」（資料番号一〇四四九）

（首略）

一父 夏目三郎大夫

一妻 夏目三郎大夫娘

（尾略）

一父
一妻

夏目三郎大夫
夏目三郎大夫娘

〔語意・語法〕

妻 夏目三郎大夫娘 「夏目三郎大夫娘」は「復縁願い」で母の復縁を求めたとされる女の子。「妻」だから「親類書」を書いた無足番夏目熊之丞の妻となっている。無足番は家を相続していない者の付いた役。「妻（父）夏目三郎大夫娘」なのだから熊之丞は婿養子。婿養子に迎えたために「親類書」を提出したのだろう。この時熊之丞十歳。達筆の「親類書」は、さすがに熊之丞ではなく、三郎大夫の筆になる。女の子は七、八歳なのか、三、四歳なのか。ここから逆算すれば、「佐藤十左衛門叔母」は「岩橋八三郎妻」とあった「親類書」の、遅くも数年後、天保末年（一八四〇年代前半）までには八三郎と離縁し

ている。弘化初年（一八四〇年代半ば）までには夏目三郎大夫と縁組。三郎大夫は五十歳を目前にしていたころだったろう。復縁を求めた女の子は第三子のため、嘉永初年（一八四〇年代末）までには生まれている。ここで「父」の次に書かれるはずの「母佐藤十左衛門叔母」が欠けているのだから、この時すでに「叔母」は夏目三郎大夫とも離縁している。「叔母」は、「岩橋八三郎妻」であった天保八年からこの熊之丞の「親類書」が作られた嘉永五年までの一五年間に、岩橋八三郎と離縁し、夏目三郎大夫と復縁し、復縁を求めた女の子をもうけ、その後三郎大夫とも離縁するという目まぐるしい経験をした

ことになる。三郎大夫と夫婦でいたのも数年間でしかな

かったのだろう。

【十左衛門叔母関係書き上げ三】

安政四年（一八五七）佐藤源六郎（四代目十左衛門）「親類書」（資料番号六三八四）

（首略）

一 叔母 佐藤十左衛門死妹

私手前二罷在候

（五人略）

（従弟）

一同 大右衛門惣領

岩橋庄三郎

（六人略）

一同 夏目三郎大夫娘

（尾略）

〔語意・語法〕

佐藤十左衛門死すでに没している人物の記載の仕方。

私手前二罷在候「親類書」を提出した源六郎（四代目十

左衛門）の厄介やっかいとなつてゐる（実家に身を寄せてゐる）。

一 叔母

（五人略）

一同

（六人略）

一同

佐藤十左衛門死妹

私手前二罷在候

大右衛門惣領
岩橋庄三郎

夏目三郎大夫娘

この場合には、夏目三郎大夫と離縁したため実家に戻つてゐる状態。この三年後、万延元年（一八六〇）に「復縁願い」が提出される。従弟 夏目三郎大夫娘 叔母が離

縁したのだから「従弟」ではなくなりそうなのだが、血の繋がりを優先しているのだろう。前夫との子岩

橋庄三郎も同様。

【十左衛門叔母関係書き上げ四】

元治元年（一八六四）夏目藤四郎（熊之丞）「親類書」（資料番号一〇四八〇）

〔釈文〕

（首略）

一父 夏目三郎大夫死

一母 佐藤十左衛門叔母

右者継母ニ候得共、父存生之内

養母ニ相立申候

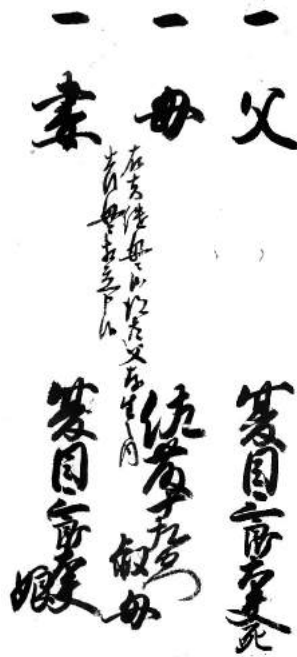
一妻 夏目三郎大夫娘

（尾略）

〔読み下し文〕

右は継母に候えども、父存生之内

養母に相立て申し候



〔文意例〕

右の者は（それまでは）継母だったけれども、父が存命のうちに（復縁して）養母になりました。

〔語意・語法〕

父夏目三郎大夫死万延元年（一八六〇）の「復縁願い」から四年後、文久四年（元治元年・一八六四）に養父三郎大夫は六十五歳で死去している。養子藤四郎（熊之丞）が夏目家を相続し「系譜」と共に「親類書」を藩に提出した。母佐藤十左衛門叔母三郎大夫との復縁を許された養母は存命。^{ぞんめい}継母二候得共（それまでは）「継母」だったけれども。「継母」は血のつながらない母。「親類書」

【惣領除け】

「惣領除（け）」とは、いったん「惣領」（藩に届けた跡継ぎのことで、必ずしも長男ではありません）としたものの、事情によってそれを取り消すことです。この

では、多くは父の後妻に対して使われる。ここでは養父の離縁した妻のこと。存生「ぞんじょう」「ぞんじょう」「ぞんじょう」。養母（今は亡き養父が）「存生之内」に復縁したため、藤四郎にとって「佐藤十左衛門叔母」は「継母」から「養母」になった。「立て」（る）は、ある立場に身を置かせる。

願いは「総領除願文例 自分願」（『南紀徳川史』一三冊、六二二頁）をなぞっています。

〔釈文〕

① 御目付出ス

養子同苗 貴志直八郎

桂三郎儀、久々病氣罷在、色々

養生為仕候得共免角爾々不仕、

急々全快難仕旨医師も申候、

② 右体二而者往々御奉公難相勤

御座候付惣領除申度、尤当人も

右之存念ニ罷在候付、旁右之通仕

其儘私手前ニ差置申度奉願候、

以上

二月 御目見相濟無之付
聞届済ス、三月十日

① 養子同苗

〔読み下し文〕

① 御目付出いだす

養子同苗みまう 貴志直八郎

桂三郎儀、久々病氣罷在在り、色々

養生仕らせせつかまつら（為仕）候さうじやうえども免角爾々仕らず、

急々全快仕り難き旨医師も申し候、

② 右体ていにては往々御奉公相勤め難く

御座候に付き惣領除け申し度く、尤当人も

右の之存念ニ罷在在り候に付き、旁右かたがた之通り仕り

其儘私手前に差し置き申し度く願ひ奉り候、

以上

二月 御目見相濟おめみえみ之無これきに付き
聞届済ス、三月十日

御目見相濟無之付
貴志直八郎

桂齋先生之書以札在卷末之
 卷中為此乃其知角之也之任
 急之全收卷之名醫師也
 ②
 右師之書之此之山本公種お幼
 少其山本公種お幼
 右師好らるる山本公種お幼
 之任和子之書之山本公種お幼
 也

二月

山本公種
 山本公種
 山本公種

〔文意例〕

① 御目付が提出

養子の同苗（貴志） 貴志直八郎

桂三郎のことですが、長い間病気でして、色々

養生させはするのですけれども結局快方には向かわないのです。

早期に全快するのは難しいと医師も申します。

② この様な状態では往々にして藩への勤めもできませんので、惣領除けを致したいのです。もつとも当人も

同じ考えでいますので、いづれにしても右の様に致し、

その儘私に差し置きたくお願い致します。

以上

二月 御目見^{おめみ}済みではないので
承認^{おめみ}済み、三月十日

〔語意・語法〕

① 貴志直八郎 役儀不明。養子同苗：前掲「総領除願文
例 自分願」は以下の通り。「一私養子同苗誰儀、久々病
氣に罷在、色々薬用為仕候へ共免角爾々不仕、急に全快
も難仕旨医師申聞、右体にては往々御奉公難相勤御座候

に付惣領除申度、尤当人も右之存念に罷在候に付、旁右
之通仕其儘手前に差置申度奉願候、已上」。罷在「罷」
は謙讓語。養生為仕「為」は使役。養父貴志直八郎が養
子桂三郎に養生させる。免角いづれにせよ。ともかくも。

爾々(ししかか) 物事が望ましい方向にどんどん進むさま。

② 右体「体」は、物事の有様。様子。往々時々物事が起こるさま。しばしば。御奉公 藩に対する家臣の勤め。

惣領除 その家を相続すべき惣領として一旦届け出たものの、これを取り消すこと。御目見以上の家臣の場合、惣領」と称する。存念 思い。考え。旁いずれにしても。手前 自分の目の前。自分の領域。差置申「申」は補助

【末期養子】

子供がいないからといって家を絶やすことは出来ません。死を予期してからあわてて養子願いを出すか（自願）、願いを出す体力も残っていないときには頭(かしら)（上役）がそれを代行します。本人は死去しているのにそれを伏せ、頭が当人の願いだと偽って養子願いを提出し、それ

〔釈文〕

① 私組乾千次郎儀、 村田次郎九郎

当年二十五歳ニ罷成候処先達而合

病氣ニ罷在、色々養生仕候得共次第ニ

動詞。上の動詞、ここでは「置」を「置いてねいに表現する。

二月 安政四年。御目見相済無之「御目見」は藩主にお目にかかること。「相済無之」は、惣領としては藩の許しを得ているものの、御目見が済んでいないのだから藩主との正式な関係を結んでいない。藩の手続きだけのことなので問題なく「聞届済ス」となった。

が許された後に死去の届けを出すことさえあります。藩もそれは了解済み。家の相続のために皆で芝居をするのです。この願いは、「養子頭願」・「末期(まうご)智養子自願」文例（『南紀徳川史』一三冊、六一三―一四頁、六一六頁）をほぼつなぎ合わせています。

〔読み下し文〕

① 私組乾千次郎儀、 村田次郎九郎

当年二十五歳に罷り成り候処先達てより

病氣に罷り在り、色々養生仕り候えども次第に

① 松銀乾文有長 村田公の書
 寛永二十五年四月三日 村田公の書
 物氣、ふたふたをあらせしむるは、
 身をも出さるゝ世に、おれぬと、おれぬと、
 知れぬと、医師所へ、^② 知れぬと、
 此の世に、おれぬと、おれぬと、
 女も、おれぬと、おれぬと、
 七、おれぬと、おれぬと、

此年三月廿四日
 江戸市川町三丁目
 大工屋敷の御主人様
 へ
 此年三月廿四日
 江戸市川町三丁目
 大工屋敷の御主人様
 へ
 此年三月廿四日
 江戸市川町三丁目
 大工屋敷の御主人様
 へ

大工屋敷の御主人様
 へ
 此年三月廿四日
 江戸市川町三丁目
 大工屋敷の御主人様
 へ

差重り、此節至極及大切本復之程

難計旨医師申候、②然処同人儀実子并

御定続之者も無御座、九鬼四郎兵衛厄介

女者千次郎妹ニ御座候間、若相果候ハ、

右妹を養女ニ御立被成下、如何体之者ニ而も

聲名跡被

仰付被下候様仕度存念ニ罷在候得共、

右之仕合ニ付自分ニ者得不奉願候、③同人儀

先祖已来久々御奉公相勤候者之儀ニ

御座候間、若相果候ハ、何卒御慈悲を以

右妹を養女ニ御立如何体之者ニ而も聲名跡

被仰付被下候様私内存奉願候、以上

八月

右厄介女者九鬼四郎兵衛叔父同苗源次郎娘ニ而、

千次郎妹ニ御座候との別紙も出ル

差し重なり、此節至極大切に及び本復之程

計り難き旨医師申し候、②然る処同人儀実子并に

御定め続き之者も御座無く、九鬼四郎兵衛厄介

女は千次郎妹に御座候間、若相果て候はば

右妹を養女に御立て成し下され(被_レ成下_一)、

如何体之者にても

聲名跡

仰せ付けられ(被_レ仰付_二)下され(被_レ下_一)候様

仕り度き存念に罷在り候えども、

右之仕合せに付き自分には

得願_えい奉らず(不_レ奉_レ願_え)候、③同人儀

先祖已来久々御奉公相勤め候者之儀に

御座候間、若相果て候はば何卒御慈悲を以て

右妹を養女に御立て如何体之者にても聲名跡

仰せ付けられ下され候様私内存奉願い奉り候、以上

八月

右厄介女は九鬼四郎兵衛叔父同苗源次郎娘にて、

千次郎妹に御座候との別紙も出ル

〔文意例〕

①私の配下にある乾千次郎は、
村田次郎九郎

当年二十五歳になったのですが、先達てより

病気にかかっています。色々治療はしているのですが段々重くなり、このところ非常に悪い状態で快復の見込みも

ないと医師は申しています。②ところが、同人は実子も、

弟や甥、従弟などいません。九鬼四郎兵衛が養っている

女子は千次郎の妹です。(千次郎は)「もし(自分が)死去したならば

右の妹を養女に(藩が)お立て下さって、どのような者にでも

(その養女の) 掣として名字を受け継ぐことを

(藩が) 御命じ下さるようになりたい」という思いであります。しかし、

右の(相続人がないという) いきさつなので、千次郎が自分から願ひ出るわけにはとてもいきません。③千次郎は

先祖以来長々と藩への御勤めを致した者です。

もし没したならばどうかお慈悲をもつて

右妹を養女にお立てになり、どのような者にでも掣名跡を

御命じ下さいます様に、私の内存でお願い申します。

八月

右の厄介女は、九鬼四郎兵衛叔父の同苗(九鬼)源次郎の娘で、

千次郎の妹ですとの別紙も提出されている。

〔語意・語法〕

① 村田次郎九郎 大番頭。私組乾千次郎儀：前掲「養子頭願」文例は以下の通り。「何の誰組何の誰儀當年四十九歳に罷成候処、実子并御定統之者も無御座候付養子儀奉願度存念に罷在候へ共、右之仕合に付自分には得不奉願候、然共誰儀曾祖父以来久々御奉公相勤、同人儀も兼々出精相勤候者之儀に御座候間、如何体之者にても養子被仰付被下候様仕度旨十人小普請并小普請組頭共願出申候、前段之通誰儀、曾祖父以来久々御奉公相勤同人儀も兼々出精相勤候者之儀に御座候間、何卒御慈悲を以如何様之者にても養子被仰付被下候様仕度私共内存奉願候、已上」。こうした場合、当人の由緒を養子願いの理由にしているため当人から願い出るわけにはいかず、頭願いの形を取るのだろう。前掲「末期賀養子自分願」文例は以下の通り。「私儀病氣に罷在候処段々差重、此節至極及大切本復之程難計旨医師申候、夫に付私儀當年二十八歳に罷成候処、男子無御座女子御座候付、若果相候は、何卒御慈悲を以て右娘へ如何体之者にても賀養子被仰付被下候様仕度奉願候、已上」。私組乾千次郎「私組」

は大番頭村田次郎九郎配下。乾千次郎は大番。先達而「夕」は「よ」と「り」の合字。病氣二罷在病氣にかりその状態がなお続いている。「罷成」ならば病氣になつたというだけ。その後どうなのかは表現していない。「罷」は謙讓語。候得共「得」は「候」の語尾變化「候得」の仮名表現。差重り「差」は意味を強め、語調を整える語。「重り」はここでは症状が重くなる。及大切危険や災難などが差し迫っていること。

② 定統 同姓の弟・甥、従弟（『南紀徳川史』一三冊、五九八頁）。九鬼四郎兵衛厄介女者千次郎妹「厄介」は、主人が養う傍系の者。おじ・おば、兄弟・従弟など。ここでは妹だけが九鬼四郎兵衛の厄介になつていたというのではない。安政五年（一八五八）五月乾茂八郎「系譜」（資料番号一一七九）によれば、乾千次郎は、「（先代乾）芳輔孟徳養子、実九鬼四郎兵衛厄介之叔父同苗源次郎広居実子、乾千次郎孟徳」とある。先代の九鬼四郎兵衛が弟の九鬼源次郎一家を養い、代替わりして惣領四郎兵衛が当主になつても同様に、叔父源次郎一家を支え続けた。

千次郎も、父源次郎も、妹も、九鬼四郎兵衛の「厄介」ということになる。若相果候ハ、…得不奉願候 前段は末期養子願いの雛形、「若相果候ハ、（右妹を養女ニ御立被成下）、如何体之者ニ而も（智名跡）被仰付被下候様仕度」の引用、後段は「養子頭願」（養子について役儀の頭から願い出る）雛形、「存念ニ罷在候得共、右之仕合ニ付自分ニ者得不奉願候」の適用。両方の雛形をつなげてしまったため、一つ目に、後段の、自分からはすべきでないので頭に頼むという意味が、前段に引つ張られて、病気のために自分にはできませんの意になっている。二つ目に、前段は「私儀」で始まる「自分願」の主語私。後段は頭が組の者について書く文章の中で配下の者を主語にした間接表現。にもかかわらず前段に引つ張られ、しかも後段が病状と理解できってしまうので、後段の主語も私になってしまっている。願全体は頭からのものなのに、この一文だけ急に私が語り始めている。村田次郎九郎が提出する「内存」の一部に、千次郎の直接話

法が入り込むのであれば、「得不奉願候」のあとに、例えば「…由、千次郎申居候」を入れれば理解しやすい文になるのだが。村田次郎九郎にとっては雛形通りに作った文章で納得していて、意味の通る文にしようなどという意図はさらさらないのでろう。御立被成下「被」は敬語。養女願いを提出したとしても、それを許可するのは藩だから、藩の行為になり敬語が使われている。名跡名字の跡目。それを受け継ぐこと。被仰付被下「被」はどちらも敬語。受身ではない。御命じ下さる。仕合「仕合」は、いささつ。事の次第。この願文では「仕合」は、「此節至極大切ニ及」という病状を示すように読めるが、雛形では、「実子并御定統之者も無御座候」の部分のこと。得不奉願「得」はとも…できない。

③如何体「如」は小さくて分かりにくい。「何」は「にんべん」と横画、縦画がつながってしまった。私内存「内存」は、内々で思うこと。その人物の意向。「私内存奉願候」は雛形の定型文。八月安政四年。

2 龍神へ入湯

【道中】

役務での旅をするにあたって、その途上寺社に参詣することが認められていました。この願いは「立寄参詣願

文例」〔『南紀徳川史』一三冊、五七八頁〕をなぞっています。

〔釈文〕

此度家内召連

司農出ス

夏目源二郎

勢州松坂江引越候処、兼而志願之儀

御座候付京都北野天満宮江参詣仕、

上街道八日振ニ而罷越度旨願

正月、聞届済ス、廿九日

このなほ
此度家内召し連れ

しの
司農出だす

夏目源二郎

勢州松坂へ引越し候処、兼て志願^の之儀

御座候に付き京都北野天満宮へ参詣^{つかまつ}仕り、

上街道八日振^{ふり}にて罷り越し度き旨願い

正月 聞き届け済す、^{にしゅう}廿九日

〔文意例〕

この度家族を従えて

勘定奉行が提出

夏目源二郎

勢州松坂へ引越す折りに、かねてからの願い事が

日之御

けふは正月の筆 正月源二所
智州松坂川城山紙の筆志秋
少井の筆志秋山紙天満宮筆志秋
上街道の筆志秋

正月

正月源二所

ありますので、京都北野天満宮へ参詣致し、
上街道を八日の日数（日程）で参りたいという願い。

正月 承認済み、二十九日

〔語意・語法〕

司農出入「司農」は勘定奉行。源二郎が勘定奉行に願いを提出し、それを受けた勘定奉行が御用部屋に差し出した。源二郎がどういふ役儀にあったのかは不明。**此度家内召連**：「立寄参詣願文例」は以下の通り。「私儀此度江戸表へ立帰り御供に罷越候処、兼て心願之儀御座候に付木曾路通り罷越上州妙義山へ立寄参詣仕、道中十七日振にて罷越申度奉願候、尤道中人足何人継立申度との趣」。此度家内召連勢州松坂江引越この時夏目源二郎は、松坂での役儀に役替えになったため引越す必要があったことが分かる。**京都北野天満宮**「立寄参詣願文例」(前掲『南紀徳川史』)には、立ち寄りの寺社として「京都

【御暇一】

私的な旅もありました。養生・湯治や高野山参詣が多いのですが、これとて物見遊山の可能性もあります。そのほかに子供や親が旅をする際の付き添い、墓参、用事

北野天神」や「相州江之島弁才天・鎌倉八幡」「伊勢参宮」「信州善光寺」等を例として挙げてある。庶民の伊勢参りも同様だが、実際には物見遊山だったとしても参詣が理由であれば反対しにくいいため、願いには多用された。**参詣仕**「仕」は「する」の謙讓語。**上街道**「上街道」で上方街道のことか。和歌山から松坂に移動するのに、京都を経由して行くことを計画している。八日振「振」は、ここではそれだけの時間(日数)を要すること、予定を示している。**罷越**「罷」は謙讓語。「越」は行く。来る。**正月**安政四年。**聞届済又**「聞届」は許可をする。「済又」は決裁済み。

などが上げられます。これらは「湯治願」「高野山参詣願」「御領分在へ御暇願」の文例(『南紀徳川史』一三冊、五八八〜九三頁)をなぞっています。

〔釈文〕

山田八右衛門組

③ 持病ニ痔疾

細野宗七

御座候付、色々養生仕候得共爾々

不仕候付、湯治仕候ハ、可然旨医師

申候付、日高郡龍神江罷越入湯仕度

御暇願

二月 聞届済ス、晦日

④ 志願之儀

御用人出ス

河口雅楽

御座候付高野山江参詣仕、帰之節

無抛用事御座候付、知行所伊都郡

丁之町村納庄屋伊兵衛与申者之

方江立寄逗留仕度、日数十日御暇願

三月 聞届済ス、十五日

〔文意例〕

③ 持病に痔が

山田八右衛門組

細野宗七

〔読み下し文〕

山田八右衛門組

③ 持病に痔疾

細野宗七

御座候に付き、色々養生仕り候えども爾々

仕らず候に付き、湯治仕り候はば然る可き旨医師

申し候に付き、日高郡龍神へ罷り越し入湯仕り度く

御暇願い

二月 聞き届け済す、晦日

④ 志願之儀

御用人出だす

河口雅楽

御座候に付き高野山へ参詣仕り、帰りの節

抛、無き用事御座候に付き、知行所伊都郡

丁之町村納庄屋伊兵衛と申す者の

方へ立ち寄り逗留仕り度く、日数十日御暇願い

三月 聞き届け済す、十五日

ありまして、いろいろ養生致しましたけれどもはかばかしく
参りません。湯治致せばよろしかろうと医師が
申しますので、日高郡龍神温泉へ参り入湯致したいという
御暇願ひ。

二月 承認済み、晦日

③ お病とお疾

山内 宗七

つれづれに湯治せしむるに
是れより湯治せしむるに
と云ふ日之類は神と云ふ湯治せ

山内 宗七

二月

山内 宗七

④

志教之良

御用人が提出

河口雅楽

丁所村地石を修繕する事
方日迄の区画は及日敷十日程終

二月

御用人が提出

④
願い事が

ありますので高野山へ参詣致します。その帰りに

河口雅楽

やむを得ない用事がありまして、知行所である伊都郡
丁之町村の納庄屋伊兵衛という者の

所へ立ち寄り逗留致したく、日数十日の御暇願ひ。

三月 承認済み、十五日

〔語意・語法〕

③ 山田八右衛門組 細野宗七は役儀不明。山田八右衛門
正張は安政三年（一八五六）小十人頭こじゅうにんがしら。宗七は小十人
ということになる。細野宗七は願書きを頭である山田八
右衛門に出し、八右衛門がそれを御用部屋に提出した
ことになる。「山田八右衛門組」は「小十人頭山田八右
衛門出ス」の意味。「衛」の字は点にまで省略されてい
る。持病二：「湯治願」文例は以下の通り。「私儀当年
五十五歳に相成候処、持病痔疾罷在候に付薬用仕候へ共
爾々不仕候に付、此節湯治仕候は、可然旨医師申候に付、
撰州有馬へ罷越入湯仕度右御暇之儀奉願候、以上」。痔
疾痔。湯治願書きでは痔疾を理由にあげる者がほとん
ど。養生 病氣の手当て。保養。日本近世医学（東洋医
学）の考え方。近代医学のように、患部を特定しその症

状に対処するのではなく、本人の治癒力を活性化させる
ために体調全体を整えようとする療法。候得共「得」は
「候」の語尾変化「候得」の仮名表現。「候」も点で示さ
れている。爾々（確々）（確々しかしか）物事が望ましい方向にどんどん
進むさま。湯治 温泉療法。可然 ふうさわしい。罷越「罷」
は謙讓語。「越」は行く。来る。入湯仕「入湯」は温泉
で保養すること。「仕」は謙讓語。御暇 役務からいつた
ん離れること。二月 安政四年。晦日 その月最後の日。
大の月は三十日。小の月は二十九日。安政四年二月は大
の月だから三十日。
④ 河口雅楽 役儀不明。志願之儀：「高野山参詣願」文
例は以下の通り。「私儀志願之儀御座候に付高野山へ参
詣仕度往来六日之御暇奉願候以上」。無抛用事「御領分

在へ御暇願」の「願文例」は「私儀無拋用事御座候に付有田郡何組何村誰と申者方へ罷越申度、往来日数五日御暇之儀奉願候、以上」。知行所上・中級武士は米(切米)ではなく所領地として知行村を与えられ、そこ

【御暇二】

〔釈文〕

⑤ 御用人出ス

気分為養生 堀田勘平

海士郡今福村抱屋敷江折々罷越

逗留仕度旨是迄年々奉願、罷越

候節々右之方々出勤・歩行等仕候儀ニ御座候、

⑥居屋敷及大破未普請出来兼候付、

家内何角与差支候品有之難儀仕

候間、甚自由ケ間敷奉恐入候得共、

普請中居屋敷江者嫡子同苗右馬丞

差置、私儀者抱屋敷江当分引越

出勤・歩行等仕度奉願候、以上

七月 聞届済ス、八月廿日

から年貢を徴収することになる。丁之町村 現かつらぎ町。納庄屋 村での年貢納入の責任者。村の庄屋とは別に置いていた村もある。三月 安政四年。

〔読み下し文〕

⑤ 御用人出だす

気分養生の為 堀田勘平

海士郡今福村抱屋敷へ折々罷り越し

逗留仕り度き旨是迄年々願ひ奉り、罷り越し

候節々右之方より出勤・歩行等仕り候儀に御座候、

⑥居屋敷大破に及び未だ普請出来兼ね候に付き、

家内何角与差し支え候品之有り難儀仕り

候間、甚だ自由がましく

恐れ入り奉り(奉二 恐入一)候えども、

普請中居屋敷へは嫡子同苗右馬丞

差し置き、私儀は抱屋敷へ当分引越し

出勤・歩行等仕り度く願ひ奉り候、以上

⑦ (頭書き)

「本文之趣御目付方
為申見候品同所ニ而
有之事」

七月 聞き届け済す、八月廿日

⑦ (頭書き)

「本文之趣御目付方
申し見させ (為ニ申見) 候品同所にて
之有る事」

⑧ 浅井源兵衛組

上那賀粉川村者 田原猶意

医師乏場所ニ付右之方江罷越暫

逗留、専療治修業仕度奉存候、尤

差掛候御用筋等御座候節者仲間共分

通達致具候様申合候儀ニ御座候間右御暇

⑧ 浅井源兵衛組

上那賀粉川村は 田原猶意

医師乏しき場所に付き右之方へ罷り越し暫く

逗留、専ら療治修業仕り度く存じ奉り候、もつとも

差し掛り候御用筋等御座候節は仲間共より

⑤ 乳方奉存
海部郡 田原猶意
申合候儀ニ御座候間右御暇

Handwritten text at the top of the page, possibly a title or header, written in a cursive style.

⑥
りありとてく家を出動先は未だ信託
活を成すのみ未だ破未嘗信託生事者
也心は自らも自らも自らも自らも
りありとてく家を出動先は未だ信託
活を成すのみ未だ破未嘗信託生事者
也心は自らも自らも自らも自らも

七月

Handwritten text below the date, possibly a signature or a note.

⑧

上野松太郎君 日本新志

淡井原稿

医界之場刊子大之百子松哲
医局考療治所行任及生海是
片向大少日而東也其有也仲名是
海軍部是報力り何自其大之能
く如事然云云

九月

山本海人 四〇

之儀奉願候、以上

九月 聞届済ス 晦日

通達致しくれ候様申し合あい候儀に御座候間右御暇いとま

九月 聞き届け済えそス 晦日

〔文意例〕

⑤ 御用人が提出

病氣保養のため 堀田勘平

海士郡今福村の抱屋敷へ時々行つて

滞在致したい旨をこれまで毎年お願い申しました。(抱屋敷に) 参り

ました時にはそこから出勤や静養等を致してまいりました。

⑥ (ところが) 居屋敷が大破し未だに工事が出来かねるので、

家族は何かと(暮らしに) 差し支えることがあり困つて

おります。大変勝手なことで恐れ入りますが、

工事中居屋敷へは嫡子の同姓右馬丞を

差し置き、私は抱屋敷へ当分引つ越し

出勤や静養等を致したくお願い申します。以上

七月 承認済み、八月二十日

⑦ (頭書き)

「本文について、目付役所に

(意見を) 申してみさせた内容がまさに同所
です」

⑧ 上那賀郡粉川村は 浅井源兵衛組
田原猶意

医師の少ない場所なのでそこに赴き暫く
滞在し専ら治療の修行を致したいと存じます。もつとも
急ぎの藩の御用がございます節には同役の者達から
通知してくれるように申し合わせておりますので、御暇
をお願い致します。以上

九月 承認済み 晦日

〔語意・語法〕

⑤ 堀田勲平 大番頭おおばんがしら。安政五年(一八五八) 八十二歳で
没。大番頭より上で統括するものがないため、願いは
御用人を経由して提出するものだったことが分かる。気
分病氣。今福村 和歌山市今福。抱屋敷 買得した百姓地
に建てた屋敷。「屋」の「至」の部分が縦画と横画でし
か表現されていない。節々 その時その時。その都度そ

の都度。歩行等「歩行」は和歌山方言で行楽、遊山のこ
とか。「願済の例」として、「気鬱に付在中へ罷越歩行候
は、可然旨医師申間により知行所何郡何村百姓誰方へ罷
越暫逗留歩行仕度旨御暇願済の例あり」(『南紀徳川史』
一三冊、五九二頁)とある。この「歩行」は静養の意と
考えられる。「ホ」のような文字が「等」。

⑥居屋敷 当主が生活の本拠としている屋敷。自由ヶ間敷 勝手だ。前の文字「甚」だけが大きいのだが、その下部「八」がつぶれた円で書かれている。恐入「恐」の上半分が点で示されている。嫡子 供番頭以上の家臣で、その家を相続する者として当主が藩に届け出、認められた人物。必ずしも長男ではない。差置「差」は語調を整える接頭辞。七月 安政四年。

【御暇三】

〔釈文〕

御用人出ス

⑨ 気分為養生 村上彦右衛門

同姓与兵衛儀

御免場江罷越候節、附添罷越暫

逗留仕度旨御暇願

正月 聞届済ス、十一日

⑩ 同苗又助跡目被 浮組大御番 松田直次郎

⑦本文之趣…有之事 意味が取りにくいのが、目付がすでに屋敷の大破した状態を把握していて、「危険だ」ということを上申していた。その該当する建物(品)は「同所」だという意味か。

⑧浅井源兵衛 小普請支配。田原猶意 小普請医師。粉川村紀の川市粉河。差掛 切迫する。差し迫る。仲間 ここでは同役の小普請医師達。九月 安政四年。

〔読み下し文〕

御用人出だす

⑨ 気分養生の為(為^{ため}ニ養生^②) 村上彦右衛門

同姓与兵衛儀

御免場へ罷り越し候節、付き添い罷り越し暫く

逗留仕り度き旨御暇願

正月 聞き届け済す、十一日

⑩ 同苗又助跡目 浮組大御番うきぐみおおごばん 松田直次郎

仰付候付家内之者且家財等此表江

引取申度奉存候間、明三日分五日迄

友ヶ嶋江罷越跡片付等仕度奉存候、

右三日之間御暇

十一月 聞届済、二日

仰せ付けられ(被^{られ}仰^{おらせ}付)候に付き

家内かうちの者且家財等この此表へ

引き取り申し度く存じ奉り候間、明くる三日より五日迄

友ヶ嶋へ罷り越し跡片付け等仕り度く存じ奉り候、

右三日之間御暇

十一月 聞き届け済す、二日

⑨ 氣分を去る

同姓と云候也

所見請上り候事良御志候也

匡留候事也

上野守 村上彦吉

十一月

守屋彦吉

徐恒大本著

⑩

以若文而得自 松口出也所

仁牙自忠内去且也然未可意

门无与度其好者明日之公也

友与德后之我所以有未仕及者

大之方也

有

第...
下

謝行三先生

⑪ 去後又心之乎 村田以奇為

能乎新子瑞白出也 且養卷と云

は成且心行月 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

山中大蛇及 亦半伊然改前也

方且一匡 為は心計 中二午日 心能

也 心 〇〇〇〇

九月

⑪ 畔柳甚左衛門組
養父年忌二付 村田次郎右衛門

熊野新宮瑞泉寺江墓参

仕度且無抛用事御座候付実甥

水野大炊頭家来伊熊次摩吉

方江逗留仕度往来三十日之御暇

奉願候、已上

九月

⑪ 畔柳甚左衛門組
養父年忌に付き 村田次郎右衛門

熊野新宮瑞泉寺へ墓参

仕り度く且抛無き用事御座候に付き実甥

水野大炊頭家来伊熊次摩吉

方へ逗留仕り度く往来三十日之御暇

願ひ奉り候、已上

九月

〔文意例〕

⑨ 御用人が提出
病氣保養のため 村上彦右衛門

同姓(村上)与兵衛が

御免場へ赴く際に、(私が)付き添って参り暫く

滞在致したく御暇願ひ。

正月 承認済み、十一日

⑩ 同苗又助が跡目を

浮組大御番
松田直次郎

仰せ付かりましたので家族の者さらに家財等を和歌山へ引き取り度く存じます。そのため明日三日から五日迄友ヶ嶋へ参り跡片付け等致したく存じます。右三日の間の御暇。

十一月 承認済み、二日

⑪

養父の法事のため

畔柳甚左衛門組

村田次郎右衛門

熊野新宮瑞泉寺へ墓参

致したく、かつ止むを得ない用事がありまして実甥で

水野大炊頭家来の伊熊次摩吉

方へ滞在致したく、往復三十日の御暇を

お願い致します。已上

九月

〔語意・語法〕

⑨ 村上彦右衛門 役儀不明。御免場 村上彦右衛門の知行地のことか。正月 安政五年。

⑩ 浮組大御番 又助がすでに跡目を仰せ付けられている

のだから、松田直次郎は当主ではない。「浮組」はそのことに踏まえていると考えられる。この位置には本来その大番頭の名が書かれなければならないはずだが、「浮

組大御番」という役儀がそのまま書かれている点も右に
関係するか。跡目「跡」は「足」をこんべんのくずし字
のように書き、「亦」をなべぶたの下に三点だけ書く。
此表 和歌山のこと。「表」は土地。地方。申度奉存「申」
は上の動詞(引取)をていねいに表現する補助動詞。「奉」
は謙讓語。「存」は思うの謙讓語。「奉存」で二重の謙讓
表現。友ヶ嶋 又助は友ヶ嶋番で、相続にもなつて役
儀が変わり和歌山に引越さなければならなくなったたの

3 看病御暇

「看病」という項なのですが、間違つていけないのは
看病そのものを願っているのではないということです。
通常は同じ屋敷に住むであろう父母・養父母、妻・子に
ついては、願いではなく、目付に「看病引届ひきとどけ」を出して
看病すればいいのです(『南紀徳川史』一三冊、五九四頁)。
ですから一つ家に住んでいる親の看病を願ひ出ているも
のはここには全くありません。

許しが必要になるのは看病に移動が伴う場合です。「看

だろ。十一月 安政五年。二日 本文に「明三日」とあ
るからこれは二日に提出された願いで、「聞届濟二日」
で即日聞き届けられている。きわめて迅速に処理された
事案であることが分かる。

① 畔柳甚左衛門組村田次郎右衛門 甚左衛門・次郎右衛
門、共に役儀不明。年忌 毎年の祥月命日。その法事。
実甥 音で「じつせい」と読むとも思えないので「じつ
おい」か。九月 安政七年。

病御暇願」であっても、それは移動の願ひなのです。本
来同居している父母(生みの親)や養父母の看病を願ひ
出る場合は、看病人(当主)が江戸等の任地に滞在して
いるからです。実父・実母は今日の呼称とは異なり、子
息が養子に出た場合の生みの親のことです。当然願ひの
差出人は実父・実母とは別の苗字を名乗り、別の屋敷に
住んでいます。看病のためには屋敷を移る必要がありま
す。

【出陣】

〔釈文〕

① 御用人出ス

坂西又六組

御上京御供二而 松本又之助

同所二相詰居候処、実父伊丹新六

父同苗朴翁儀、病氣二付看病

御暇願相濟此表江罷帰候処、朴翁

此度病死仕候、②夫二付早速京都江

出立可仕候処病氣御座候付、快気

仕候迄之内暫此表二而養生仕度願

二月 聞届済ス

廿五日

③ 司農出ス

竹内三郎右衛門

三郎右衛門、当時

一類共

伏見に相詰罷在候処、同人妻儀、

〔読み下し文〕

① 御用人出だす

坂西又六組

御上京御供にて 松本又之助

同所に相詰め居り候処、実父伊丹新六

父同苗朴翁儀、病氣に付き看病

御暇願相濟ませ此表へ罷り帰り候処、朴翁

此度病死仕り候、②夫に付き早速京都へ

出立仕る可く候処病氣御座候に付き、快気

仕り候迄之内暫く此表にて養生仕り度き願

二月 聞き届け済ます

廿五日

③ 司農出だす

竹内三郎右衛門

三郎右衛門、当時

一類共

伏見に相詰め罷り在り候処、同人妻儀、

竹月之号
 竹月之号
 竹月之号

二月 竹月之号

竹月之号

竹月之号

竹月之号
 竹月之号
 竹月之号
 竹月之号

此程より病氣に罷り在り、④次第に相勝れ
 申さず、大病に及び見当し難く御座候処、
 爾と仕り候看病人御座無く候に付き甚だ
 難儀仕り候、⑤何卒御慈悲を以つて



此程より病氣に罷り在り、④次第に相勝れ
 申さず、大病に及び見当し難く御座候処、
 爾と仕り候看病人御座無く候に付き甚だ
 難儀仕り候、⑤何卒御慈悲を以つて

此程より病氣に罷り在り、④次第に相勝れ
 申さず、大病に及び見当し難く御座候処、
 爾と仕り候看病人御座無く候に付き甚だ
 難儀仕り候、⑤何卒御慈悲を以つて

此程より病氣に罷り在り、④次第に相勝れ
 申さず、大病に及び見当し難く御座候処、
 爾と仕り候看病人御座無く候に付き甚だ
 難儀仕り候、⑤何卒御慈悲を以つて

三郎右衛門儀看病之御暇被下置、
此表へ罷帰候様仕度願

八月 聞届済ス

十九日

(頭書き)

⑥「御目見以上二而——

本文体妻看病之御暇
願例無之付、本文者
不用御義

三郎右衛門儀看病之御暇下し置かれ
此表へ罷り帰り候様仕り度き願
(被下置)、

八月 聞き届け済ます

十九日

(頭書き)

⑥「御目見え以上にて——

本文体妻看病之御暇
願例之無きに付き、本文は
用いざる御義

(文意例)

①

御用人が提出

坂西又六組

松本又之助

(藩主) 京都着陣の御供で

同所(京都)に詰めて居りました。ところが実父伊丹新六の
父で同姓朴翁が病気なので看病

御暇願いを(出しそれを)お許し下さり和歌山へ帰りましたが、朴翁は

この度病死致しました。②そこで早速京都へ

出発致す可きなのですが、(私が)病気でして、治る

まで(の期間)の内暫く和歌山で保養致したいという願

二月 承認済み

二十五日

③

勘定奉行が提出

竹内三郎右衛門

一類共

三郎右衛門は現在

(京都) 伏見に詰めています、同人妻が、

先日から病気になりました。④次第に具合が

悪くなり大病となり先の見通しも立たなくなりました。

確実に(看病)致す看病人がいませんので甚だ

難儀致しております。⑤何卒御慈悲で、

三郎右衛門ですが看病の御暇をお与えになり、

和歌山へ帰れる様に致したいという願い。

八月 承認済み

十九日

(頭書き)

⑥ 「御目見以上で――」

本文の様な妻の看病御暇の

願いに前例がないので、本文は

採用しないこととする

」

〔語意・語法〕

①御用人出入 通常ならば大番頭おおばんがしらであろう坂西又六が願いを提出する。しかし、坂西又六が京都に在陣中のために、和歌山に戻っている松本又之助は願いを御用人に渡し、御用人から御用部屋へ提出されたと考えられる。松本又之助 又之助は文久二年（一八六二）大番。この時点の役も同様と考えられる。御上京 第一次長州征討直前、文久四年（一八六四）正月の藩主茂承京都有着座（着陣）。相詰居「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。「居」は継続等をあらわす補助動詞。ここでは自分の言動を卑下する。朴翁 隠居名。看病御暇願 これは移動を伴い役目が果たせなくなるために御暇を願っている。同じ家の中で看病するならば、願い出る必要もなく看病をすればよい。相済 家臣団社会では、このように藩への勤め、ここでは出陣さえ一時停止してでも、親や祖父母の世話を優先させる慣習があったことがわかる。しかもそれは、妻ではなく原則当主の役目だった。老いを制度として支える観点からしても、また、武家社会での孝という道徳的観点からしてもそうだったである

う。此表 城下町和歌山。「表」は土地。地方。暫此表二而養生 この第一次長州征討で、京都と大坂在陣中の文久三年九月から翌元治元年五月までの間に、実父・養父など四例の看病御暇願いが出され認められている。その内この松本又之助を含む三例で病人が死去、看病人は速やかに陣に戻るべきところ病気になったとして、和歌山に残るための養生願いが出ている。それ以前、天保八年（一八三七）三月から文久三年六月までの二五例の看病御暇願いでは、病人死後の看病人の養生願いは三例、内二例はすでに看病に向かう道中での発病だった。長州征討在陣中の看病御暇願いでは高率で看病人自身が病気になったことが分かる。不自然さは免れない。

②可仕「可」は話者の意志。「仕」はするを丁寧に言う。病氣 又之助が病気になった。快気仕候迄之内暫「快気仕候迄」が治りきるまでの期間。「之内暫」が、その途中でも役務に耐えられる程度に回復するまで。二月元治元年。

③司農 勘定奉行。竹内三郎右衛門 役儀不明。「衛」は

ほとんど省略されているのだが、「右」と「門」とをつなぐ画で、左に下がる角度がやや変わった箇所で見表されている。「右門」ではないのできちんと読み取りたい。

一類共その人物に責任を有する親類一同。三郎右衛門が出陣中のため一類共が代りに提出したということではない。妻が病気で当主が例えば江戸詰の場合には、看病御暇は認められないため一類共から看病人を出さなければならぬ。実際「願達留」にも妻の看病御暇は一例も載っていない。その事情を知らずに提出したのであれば、三郎右衛門が京都から願いを出し自分の看病御暇を求めるはず。出陣も江戸詰に準じると考えたからこそ一類共からの提出とし、その願文にも、「爾与仕候看病人無御座候付甚難儀仕候、何卒御慈悲を以」の一文が入っているのだから、妻の看病は一類共が行わなければならないことは分かっていたのだろう。伏見に相詰 元治元年（一八六四）八月、蛤御門の変に際しての京都詰めか。「に」は「爾」のくずし。罷在「罷」は他の動詞の上に

付き、その複合した動詞を丁重にいう。

④不申「申」は補助動詞。上の動詞（勝）を改まって表現する。見当 将来の見込み。めど。爾与「確」と。確かに。十分に。

⑤被下置「被」は尊敬を表す助動詞。「下」は与える。「置」は補助動詞のように用い、続ける意を表す。八月元治元年。聞届済ス十九日 御用部屋では一旦通常の看病御暇と判断し承認した。しかしその後、確認のために調べてみると妻の看病御暇は前例がないことが判明したためにこれを取り消し、承認の箇所を円で抹消した。「ま」は抹消を意味する符号。

⑥御目見以上 藩主に挨拶（目通り）できる高い役儀の格式。目通り出来ない格式が「御目見以下」より下。—— 棒線の意味不明。本文者不用御義「本文」は右の願い書き。「不用」は不採用。却下。

（この項、万延二年の元治元年迄「願達留」、丙ネ四）

【看病一】

〔釈文〕

① 松平九郎左衛門組

娘落合内記妻 志賀九郎右衛門

先月廿六日出産仕候処、兔角爾々

不仕候旨申参候、然処無人ニ罷在外ニ

看病仕候者も無御座甚以難儀可仕旨

申参候付、②何卒私妻内記方江差遣

日数五日程看病為仕度奉存候、此段

宜御取扱被成下候様仕度旨願

四月 聞届済ス 二日

③ 友ヶ嶋奉行出ス

私舅有馬涼及 近藤正左衛門

病氣ニ罷在候処、昨今一向相勝レ

不申趣申来候付、④私妻儀、父

為看病日数十日程之間同人

方江差遣シ置申度奉存候間、

右願之通相済候様宜御取扱奉

〔読み下し文〕

① 松平九郎左衛門組

娘落合内記妻 志賀九郎右衛門

先月廿六日出産仕り候処、兔角爾々

仕らず候旨申し参り候、然る処無人に罷在り外に

看病仕り候者も御座無く甚だ以つて難儀仕る可き旨

申し参り候に付き、②何卒私妻内記方へ差し遣し

日数五日程看病仕らせ（為レ仕）度く存じ奉り候、此段

宜く御取扱い成し下され（被ニ成下ニ）候様

仕り度き旨願

四月 聞き届け済す 二日

③ 友ヶ嶋奉行出だす

私舅有馬涼及 近藤正左衛門

病氣に罷在り候処、昨今一向相勝レ

申さざる趣申し来り候に付き、④私妻儀、父

看病の為日数十日程之間同人

方へ差し遣わし置き申し度く存じ奉り候間、

打平五言長句

娘落金月兒去 志氣九年去

先月廿五日出生住山如免角上雲

子在以名中長後知正人之日是也

有為法以中而之字者之字符也

中上書有^②何平之書月記言也

日教中百致書有為法及書也

生以九月廿五日生住山如免角上

月

皆中解之

③

友之德其如水

私習有之深及 白友正為

高氣之長是以如然之一向也

常中事以時 ④ 松書必父

為寄為日數十日約之乃向人

方其首德之也中其好也乃

古德之也其德之也其德之也

其德之也

子青

此日第... 其云

願候与之趣

五月 聞届済ス

廿六日

⑤

彦大夫儀江戸表ニ而

奥掛り出ス

佐野彦大夫

一類共

病氣ニ罷在相勝不申候付、一類之内

看病ニ罷越候様仕度段申參、右病氣

無心元奉存候、⑥然処同人ニ男子等無

御座候付、一八惣領同苗衆三郎儀

彦大夫甥ニ御座候間、彼地江差遣

同人居御長屋ニ罷在、看病為仕度

旨願

右願い之の通り相済せ候様宜よろしく御取り扱い
願い奉り候と之の趣

五月 聞き届け済す

廿六日

⑤

彦大夫儀江戸表にて

奥掛り出だす

佐野彦大夫

一類共

病氣に罷あり在り相勝あれ申さず候に付き、一類の之内

看病に罷あり越し候様仕り度き段申し参り、右病氣

心元無く存じ奉り候、⑥然しか処か同人に男子等

御座無く候に付き、一八惣領同苗衆三郎儀

彦大夫甥いに御座候間、彼地かへ差し遣し

同人居御長屋いに罷あり在り、看病仕らせせ（為せ仕ま）度き

七月 聞届済ス、廿八日

旨願い

七月 聞き届け済す、廿八日にしちよう

〔文意例〕

①

娘で落合内記妻は

松平九郎左衛門組

志賀九郎右衛門

先月二十六日出産いたしましたのが、何かにつけはかばかしく
いかないと申して参りました。ところが人手のない状態でして、ほかに
看病致す者も無く、はなはだ難儀致さなければならぬと
申して参りました。②どうか私の妻を内記の家へやり
日数五日程看病させたいと思います。この件を
よろしくお取り扱い（お許し）下さいますように致したいという願ひ。

四月 承認済み 二日

③

私の舅有馬涼及が

友ヶ嶋奉行が提出

近藤正左衛門

病氣になりました、昨今一向にすぐれ

ないと申してきました。④私の妻を父の

看病のため日数十日程の間同人（有馬涼及）

の所へやって置きたいと思ひます。

右の願ひの通りになりますようによろしくお取り扱ひ

お願い申しますとの内容。

五月 承認済み

二十六日

⑤

奥掛りが提出

佐野彦大夫

親類一同

彦大夫のことですが江戸で

病氣になりました具合が悪いので、一類の内から

看病に来るように致したいと(彦大夫が)言つて参りました。この病氣は

先行きが氣掛かりです。⑥ところが同人には息子がありません。

(私の兄弟)一八の惣領で同苗の糸三郎は、

彦大夫の甥ですので、彼の地(江戸)へやり

同人(彦大夫)は居御長屋にいますので、(糸三郎に)看病させたい

という願ひ。

七月 承認済み、二十八日

〔語意・語法〕

①松平九郎左衛門組志賀九郎右衛門 共に役儀不明。兔 角何かにつけて。得てして。爾々(しかしか) (確々) 物事が望ま

しい方向にどんどん進むさま。無人人手のないこと。
罷在「罷」は他の動詞の上に付き、その複合した動詞を
丁重にいう。甚以「以」は強調。可仕旨「可」は話者の
意志。ここではその状態が確実であること。「旨」はも
のごとの意味・内容。

②差遣「差」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたり
する語。「遣」は上位者が人を派遣する。為仕度「為」
は使役。「仕」は「する」を丁重にいう。奉存「奉」は
補助動詞として謙讓表現を作る。此段「段」は「こと」。「…
のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。
筆者は「統合の段」と称する。被成下して下さいます
ように。「被」は敬語。為仕度「為」は使役を表す助動
詞。「仕」は「する」を丁重にいう。「度」は話し手の願
望。四月 安政五年か六年。
③近藤正左衛門 友ヶ嶋奉行配下のどういう役儀かは分
からない。不申趣「申」は補助動詞。上の動詞（勝）

を改まって表現したり、敬って表現したりする。「趣」は、
同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。事柄
の方向。五月 安政五年か六年。

⑤佐野彦大夫 役儀不明。一類之内：申参 彦大夫が和歌
山の一類共に伝えてきた内容。「一類」は親類。「越」は
行く。来る。

⑥一八 物領が彦大夫の甥なのだから、一八は彦大夫の
兄か弟。惣領「惣」の「牛」が縦画だけになっている。
同苗「苗」のくさかんむりは、縦画・横画・縦画の形が
くずれているので読みにくい。同居御長屋ニ罷在 彦
大夫の所在を示そうとしている挿入句だが意味が取りに
くい。「…罷在候ニ付、其所ニ而糸三郎」か。居御長屋
貸与され、そこを生活の本拠にしている藩の長屋のこと
か。七月 安政五年か六年。廿八日「日」を点で書いて
いる。

【看病二】

〔積文〕

⑦ 山本理左衛門組

実家兄、元 成瀬十左衛門

田辺与力浅井玄蕃儀、先達而

飛驒守殿今永之暇二相成浪人仕候処、

⑧ 同人親楓台儀者私実父二而

御座候、其以来日高郡嶋村二住居

仕御座候処、及極老其上病氣二罷在

介抱仕候者も無御座候付、此節私手前江

引取病氣養生為仕度旨願

五月 聞届済ス 十五日

⑨ 御用人出ス

妻儀病氣ニ 林一十郎

罷在候処私儀老年、介抱行届

兼ね候付、在江戸惣領同苗一平太を

看病御暇願相済呼寄、七月廿一日

江戸表出立八月七日帰着仕候、⑩以来

〔読み下し文〕

⑦ 山本理左衛門組

実家兄、元 成瀬十左衛門

田辺与力浅井玄蕃儀、先達て

飛驒守殿より永之暇のじたまに相成り浪人仕り候処、

⑧ 同人親楓台儀みづだいは私実父にて

御座候、それ以来日高郡嶋村に住居

仕り御座候処、極老に及びその上病氣に罷り在り

介抱仕り候者も御座無く候に付き、この節私手前へ

引き取り病氣養生仕らせ度き旨願

五月 聞き届け済す 十五日

⑨ 御用人出だす

妻儀病氣ニ 林一十郎

罷り在り候処私儀老年、介抱行き届き

兼ね候に付き、在江戸惣領同苗一平太を

看病御暇願相済呼寄せ、七月廿一日

江戸表出立八月七日帰着仕り候、⑩以来

山田理太郎

⑦ 実事求是
中流十公

田舎より海井、玄蕃傳、中流十公

⑧ 為縁きぬ、中流十公、海井伝、中流十公

日人親規者、中流十公、中流十公

中流十公、中流十公、中流十公

中流十公、中流十公、中流十公

中流十公、中流十公、中流十公

中流十公、中流十公、中流十公

有

中華書局

⑨ 喜良為

林一十

皆

己亥年知新... 今世... 華... 音... 江... 在... 今... 他... 力... 任... 之... 年... 八... 十... 日... 之... 也... 也

知多牛子はら子女物字ありあはる
張

十月

山本組ス
タリ

昼夜介抱為仕最早八十日ニも相成候得共、

兔角爾々不仕候付今暫看病為仕度願

十月 聞届済ス 廿五日

昼夜介抱仕らせ (為^{せつかまつら}仕)

最早八十日にも相成り候えども、

兔角爾々^{しかしか}仕らず候に付き今暫く看病仕らせ度き願

十月 聞き届け済す、廿五日

〔文意例〕

⑦

実家の兄は元

山本理左衛門組

成瀬十左衛門

田辺与力浅井玄蕃ですが、先達て

(安藤) 飛驒守殿から召し放たれ浪人致しております。

⑧ 同人(玄蕃)の親楓台は私の実父で

して、それ(兄が召し放たれて)以来日高郡嶋村に居住

しています。八十になり、その上病気で

介抱致す者もありません。この度私の手元に

引き取り病気の治療を致させたいという願い。

五日 承認済み 十五日

⑨ 妻のことですが、病気に 御用人が提出
林一十郎

かかっております。ところが私が七十を越え看病が行き届き

かねます。在江戸の惣領同苗一平太を

看病御暇願いたし、お許し下さいましたので（和歌山に）呼び寄せ、七月二十一日

江戸を出立、八月七日帰着致しました。⑩それ以来

昼夜看病致させ最早八十日にもなりましたけれども、

（妻は）どうにもはかばかしくありませんので、もう暫く看病致させたいという願い。

十月 承認済み、二十五日

〔語意・語法〕

⑦ 山本理左衛門組成瀬十左衛門 理左衛門は大番頭か。

十左衛門は大番か。「左」が両方とも横画を書いていな

い。田辺与力 田辺を知行する紀州藩付家老安藤氏が預

る、紀州藩の大番。藩の直臣おろばんを与えることで安藤氏の扱

いが別格であることを示した。新宮を知行する付家老水

野氏が預かる藩大番は新宮与力。飛驒守殿今永之暇二

相成 安政三年（一八五六）六月の田辺与力騒動のこと。海防上の理由から田辺与力・新宮与力を、それぞれ安藤家・水野家直臣に組み込もうとし、これにあくまで反対した古参の田辺与力二十人が御暇（召し放たれること）となった事件。「飛驒守」は安藤飛驒守直裕。

4 妻幼少に付き同居

屋敷地は藩の領有です。家臣は藩から拝領して居住することになりますが、「拝領」といっても居住権を与えられただけで、不用になれば「差上」（返却）の必要があります。一方建物は家臣が自力で建てなければなりません。当然その家臣の所有物です。屋敷地が不用になつて「差上」た時、家臣の所有物である建物は、その屋敷

【屋敷一】

〔釈文〕

① 池田喜右衛門組
屋敷御座候得共 上野嘉蔵

⑧ 楓台 隠居名。極老 八十歳のこと。日高郡嶋村御坊市島。仕度「度」はくずしすぎて読みにくい。五月 安政七年。
⑨ 林一十郎 役儀不明。老年七十のことか。十月 安政七年。

地を次に拝領した家臣に「相對」（売却）となります。現代では借地に借地人が家を建てたことを想定すれば理解できるでしょう。大方家臣は窮乏し、借金まみれで暮らしていますから、屋敷の「修復」（修繕）にまでは手が回らず、どうやら崩壊寸前の建物に暮らしていることが多かったようにみえます。

〔読み下し文〕

① 池田喜右衛門組
屋敷御座候えども 上野嘉蔵

此回書寫

① 上野志茂

喜如幼少之在在也其情未忘
乃之亦自先有在也其款實又相尾
又其乃方戶同相住之在在也其後
相而後其亦在也其亦在也其亦在也
形如也其亦在也其亦在也其亦在也
其亦在也其亦在也其亦在也其亦在也
其亦在也其亦在也其亦在也其亦在也
其亦在也其亦在也其亦在也其亦在也

又左衛門方江同居仕罷在候処、②其後

私屋敷、齊藤八郎大夫屋敷与相對

替願相濟候付私屋敷へ引移可申

筈之処、極及大破住居難仕其上

妻儀未若年ニ罷在、旁奉願

是迄之通実父方ニ同居仕罷在候、

③是迄ニも屋敷修覆仕候筈之処兼而

勝手不如意ニ罷在未修覆等得

不仕候処、実父方同居差支之品御座

候間、私屋敷修覆仕候迄之内当分町宅

住居仕度旨願

二月 聞届済ス 廿日

〔文意例〕

① 池田喜右衛門組

上野嘉蔵

屋敷があるのですが、

妻が幼少で家政等が甚だ

差し支えます。先達て（藩に）お願い致し実父松尾

又左衛門方へ同居致しております。②その後

又左衛門方へ同居仕り罷在在り候処、②其後

私屋敷、齊藤八郎大夫屋敷と相對

替え願ひ相濟ませ候に付き私屋敷へ引き移り申すべき

筈^の之処、極めて大破に及び住居仕り難く其上

妻儀未だ若年に罷在在り、^{かたがた}旁願ひ奉り

^{これ}是迄の通り実父方に同居仕り罷在在り候、

③是迄にも屋敷修覆仕り候筈^の之処兼て

勝手不如意^{ふに}に罷在在り未だ修覆等得

仕らず候処、実父方同居差し支え^の之品御座

候間、私屋敷修覆仕り候まで之内^の当分町宅^{またく}

住居仕り度き旨願ひ

二月 聞き届け済 廿日^{はうか}

私の屋敷を齊藤八大夫の屋敷と交換

（する願いをお認め下さり（相對替も終わり）私の（新しい）屋敷へ引き移るつもり
なのですが、（屋敷が）極めて大破しておりますして居住が困難なのです。その上

妻が未だ若年でして、再びお願い申し、

これまで通り実父方に同居致しております。

③ これまでも屋敷を修繕致さなければならぬのですが、以前から
家計が苦しくて未だ修繕等とても

することが出来ません。実父方の同居も差し支えることがあります

ので、私の屋敷が修繕できるまでの間当分町人地の借家に

居住致したいとの願い。

二月 承認済み 二十日

〔語意・語法〕

① 池田喜右衛門組上野嘉蔵 共に役儀不明。候得共「得」

は平仮名「え（へ）」。「候ふ」の語尾変化「候へ」の「へ」。

「共」は「ども」の当て字。取締家政。炊事・掃除・洗

濯・裁縫等の家事一般ばかりでなく、家計管理や奉公人

の監督などの役務の方を強調したのか。

② 相對替 屋敷地の交換。屋敷地は藩からの拝借。屋敷

は拝借人が自力で建てるので拝借人の所有。相済願

出の一連の流れ、願い出と許可と、ここではさらに相對

替。可申答「可」は話者の意志。ここでは引き移ろうと

思う。相對替えて何らかの引き移る条件が出来たという

ことなのだろう。「申」は補助動詞。「答」は道理、理屈、

筋道、予定、手筈。旁奉願「旁」はついでに。かねて。

ここではさらに。今一度。この願い文には実に四つの願いが出ている。①の「奉願」は実父との同居。さらに②の「相對替願」。「奉願」も実父との同居。③の「願」は

町宅住居。

③得^レ不^レ仕「得」はあとに否定の表現をともなつて、「とても…できない」。町宅町人他の借家。二月安政四年。

【屋敷二】

〔釈文〕

速水半兵衛組

④ 屋敷及大破候処

上野嘉蔵

兼々勝手不如意ニ罷在修覆等難

行届難儀仕候付、屋敷地差上申度、

⑤尤右地面之内ニ拾五坪程之建物

御座候付、被下置候ハ、何れ江成とも

相對仕度旨願

九月

〔読み下し文〕

速水半兵衛組

④ 屋敷大破に及び候処

上野嘉蔵

兼々勝手不如意に罷^か在^ねり修覆等

行き届^もき難^もく難儀仕^もり候^もに付^もき、屋敷地差^もし上^もげ申^もし度^もく、

⑤尤^も右^も地面^も之内^もに拾^も五^も坪^も程^も之^も建物^も

御座^れ候^かに付^かき、下^れし置^かれ^れ（被^れ下^れ置^れ）候^かはば

何^れへ成^りとも

相對仕^り度^き旨^き願^い

九月

⑥ 平井助左衛門組組頭

勝手不如意ニ 福富平左衛門

罷在、天保十五辰年屋敷地差上

家作相對仕、当時借宅住居仕候処

平井助左衛門組組頭

⑥ 勝手不如意に 福富平左衛門

罷^り在^り、天保十五辰年屋敷地差^し上^げ

至而間狭二而差支難儀仕候付、⑦此度

上野嘉蔵差上候屋敷地拝借仕度

奉願候、尤拝借被仰付儀二御座候ハ、

家作相對仕り、当時借宅住居仕り候処

至つて間狭^{マゼ}にて差し支え難儀仕り候に付き、⑨此度^{この}

上野嘉蔵差し上げ候屋敷地拝借仕り度く

④
 上野嘉蔵
 差上候屋敷地
 拝借仕度
 奉願候、尤
 拝借被仰付
 儀二御座候
 ハ、

⑤
 上野嘉蔵
 差上候屋敷地
 拝借仕度
 奉願候、尤
 拝借被仰付
 儀二御座候
 ハ、

九月

家作者相対可仕旨

十月 十一月十日出二江戸江

願もつじい奉り候、尤もつじ拜借仰せ付けらる儀に御座候はば
家作は相対仕る可べき旨

十月 十一月十日出でに江戸へ

〔文意例〕

④

屋敷が非常に傷んでいますが

速水半兵衛組

上野嘉蔵

以前から家計がうまくいかず修繕等も

行き届かず難儀致しております。そこで（拝借した）屋敷地をお返ししようと思ひます。

⑤なお、右の土地の中に十五坪程の建物が

ありますが、（この建物を）お与え下されば誰へなりと

売却致したいという願ひ。

九月

⑥

家計がうまくいき

平井助左衛門組組頭

福富平左衛門

ません。天保十五年（拝借していた）屋敷地をお返しし

建物を売却致し、今は借家に居住致しておりますが

大変狭くて支障があり困っています。⑦この度

上野嘉蔵がお返しした屋敷地を拝借致したく

お願い申します。なお、拝借をお許し下さることとなりましたならば、

建物は買い取り致したいという（願ひ）。

十月 十一月十日の差し出しで江戸へ（送った）

〔語意・語法〕

④**速水半兵衛** 役儀不明。「衛」を縦画三画で書いてしまっている。**差上申** 拝領屋敷の差し上げなのだから返還。

「申」は補助動詞。上の動詞（「差上」）を改まって表現したり、敬って表現したりする。

⑤**被下置** その「建物」は上野嘉蔵の所有なのだが、屋敷地を差し上げる形式上、屋敷地と分離して、建物はお与え下さればという文言を入れている。「下」は与える。

「置」は補助動詞のように用い、続ける意を表す。何れ「連」はひらがなの「れ」のこと。**相對** 売り手と買い

手の間での直接取引。九月 安政五年。

⑥**平井助左衛門組組頭福富平左衛門** 助左衛門は城代。平左衛門は城代与力組頭か。**家作** 建物。**間狭** 部屋などが狭いこと。

⑦**家作者相對** ここで上野嘉蔵の建物に買い手が現れた。

可仕 相對にします。「可」は話者の意志を表す助動詞。

「仕」は「する」を丁重にいう。十月 安政五年。江戸江和歌山で判断できずに、参勤交代で江戸にいる藩主（藩中樞）の元に送った。くずれていて読みにくい。

5 開帳に付き軽業

家臣からの願いを書き留めてある「願達留」なのです
が、そこには「寺社」の項まで設けてあります。寺社に
は知行も与えるのですから、武家の扱いだったわけです。
武家同様に養子や湯治のほか、開帳・修復の人集めを目

【寺社一】

〔釈文〕

① 寺社奉行出ス

越中新川郡

真光寺

水橋村照蓮寺二男藤丸、年齢

十六歳を養子ニ貫請度願

正月

② 寺社奉行出ス

根来寺役者

此度本尊

莊嚴院

不動明王開帳願相済候付、右

的にした興行などの願いが記してあります。内容ごとに
項目を立てるのではなく、すべてを「寺社」一項目に書
き出しています。

〔読み下し文〕

① 寺社奉行出だす

越中新川郡

真光寺

水橋村照蓮寺二男藤丸、年齢

十六歳を養子に貫い請け度き願い

正月

② 寺社奉行出だす

根来寺役者

此このたび度本尊

莊嚴院

不動明王開帳願い相済ませ候に付き、右

為賑、於境内輕業壹ヶ所、

俄手踊狂言壹ヶ所、見世物二ヶ所

興行願

辰

十二月 聞届済入、二月廿五日

③

寺社奉行出ス

紀三井山

護国院

英旭

文政九戌年当院

賑いのため、境内に於いて輕業壹か所、

俄手踊狂言壹か所、見世物二か所

興行願い

辰

十二月 聞き届け済す、二月廿五日

③

寺社奉行出だす

紀三井山

護国院

英旭

文政九戌年当院

寺社奉行出ス
 ① 新中新川殿 本光寺
 水稲村惣連より二町有米の敷
 寺社奉行出ス

正月

壬戌年正月

报录与报者

②
女女七也
以动以之
为旅於德
俄子通和
身以款

辰
十二月
坐龟海又下

古往今來

阮三井山

文政九年午尚院

護

回院

英旭

御藏 竹有為

二十二日 立行 七十五

以知者 迄迄 後 終 亦 欲 乃 何 事 爾
 後 始 以 乃 法 道 以 乃 事 也 亦 院 代
 故 是 院 雄 為 乃 也 亦 有 乃 亦 欲

正月

山陰縣 乃 乃 乃

住職被仰付、当年迄

三十二年任在仕、年七十一歳二相成、

及老年諸寺役難相勤候儀二付、寺内

隠居仕度、後住之儀者直弟院代

放光院雄尊江被仰付被下候様願

正月 聞届済ス、二月廿五日

住職仰せ付けられ(被^{られ}二仰^{おおせ}付^{つけ})、当年迄

三十二年任在仕り年七十一歳に相成り、

老年に及び諸寺役相勤め難く候儀に付き、寺内

隠居仕り度く、後住之儀は直弟院代

放光院雄尊へ仰せ付けられ下され(被^れ下^{くだ})候様願

正月 聞き届け済す、二月廿五日

〔文意例〕

① 寺社奉行が提出

越中新川郡 真光寺

水橋村照蓮寺二男藤丸、年齢

十六歳を養子に貰い請け度いという願

正月

② 寺社奉行が提出

根来寺役人

この度本尊 莊嚴院

不動明王の開帳願いを済ませましたので、その

人出が多くなるように、境内で軽業一か所、

俄手踊狂言一か所、見世物二か所の
興行願い。

辰

十二月 承認済み、二月二十五日

③

寺社奉行が提出

紀三井山

護国院

英旭

文政九戌年当護国院

住職を命じられ、今年迄

三十二年在住致しました。年も七十一歳で

老年となったので、様々な寺の役務を勤めるのも困難なため寺内で

隠居を致したいと思います。後継住職は直弟子の護国院代理

放光院雄尊へ御命じ下さいます様にと願う。

正月 承認済み、二月廿五日

〔語意・語法〕

① **寺社奉行出入** 寺社からの願い出を受けた寺社奉行が
差し出した。**真光寺** 浄土真宗本願寺派。和歌山新中通
四丁目。**養子** 単なる養子。後継住職を願ったものでは

ない。**貫請度願** 寺社からの願いは「奉願候」と記して
あるのだろうが、それを寺社奉行が記して御用部屋に提
出しているので、「貫請度願」という伝聞の形をとる。

正月 安政四年。

② 根来寺役者莊嚴院「役者」は役人。根来寺の知行地に対する支配の役務を担っていたのが子院である莊嚴院。

開帳願相濟候付 本尊不動明王の開帳願いはすでに別途終え、これは興行願い。「相」は語調を整える語。為賑開帳の人出を増やすため。興行収入もねらっている。町とは異なり、開帳や祭りの際に行われる興行は、村に生きる人々にとって年に何回かの楽しみの一つだったのだろう。寺社は宗教施設なのだが、庶民にとっては観光施設でもあった。軽業 竹竿乗り・綱渡り・駕籠抜けなどの曲芸。俄手踊狂言 手踊りの入った滑稽な寸劇ということか。「俄狂言」は、座敷や街頭などで行われた即興

【寺社二】

〔釈文〕

④ 寺社奉行出ス

奥熊野新宮組

修験・家内共

困窮御救願

五拾五人

的で滑稽な寸劇。「手踊」は、祭り舞台や寄席などで三味線につれてする踊り。見世物 動物や、駕籠で作った人物像・干物の仏像・生きている人に見える生き人形など、珍しい出し物。辰十二月 前年安政三年。聞届済ス「聞届」は許可をする。「済ス」は決裁済み。

③ 護国院 紀三井山金剛宝寺子院の院号。同時に住職の院号でもある。被仰付（藩が）御命じになる。「被」は敬語。受身ではない。後住「ごじゅう」あるいは「こうじゅう」。後継の住職。直弟 すぐ下の弟。または直弟子。ここは直弟子か。院代「代」は代理。放光院が現住職護国院代（理）の役にすでに就いている。被仰付被下御命じ下さる。「被」はどちらも敬語。正月 安政四年。

〔読み下し文〕

④ 寺社奉行出だす

奥熊野新宮組

修験・家内共

困窮御救い願い

五十五人

④

国宮新出極致

十月

右由勅定なむひかやし元十をみぬにき良

おまふり月敷三十日と一人一と女かこ由極致

は下すわ 名や印のりやけ津元日宗正

中宗正五印 名十月徳と及さ社なあり

中宗の事一 十月

上はなりの久

宗正印の宗正

宗正印の宗正

宗正印の宗正

日二部修持

⑤ 十三年修度為

善妙寺

明成午三月上旬以前為定七日法

三年之法西所流為大為修持

自願身可款

已

⑥

日勤の内女力修持の七修可
修持力大也 修持力大也

三年修持

修持力大也 日勤也

修持力大也

十一月

右御勘定奉行江申見させ候処、願之趣無余儀

相聞候、日数三十日分、一人一日式合ツ、御救米

被下可然旨申出候付、其趣書取、司農江

申合宜取計候旨背張を以寺社奉行江

申聞候事 十二月二日

⑤ 本堂修覆為 日高郡嶋村 善妙寺

助成午二月上旬今晴雨四七日之間

在来之法物披露、右為賑豊年

手踊興行願

巳八月

⑥日数之内廿日相濟候様寺社司
午二月十日ニ談出候付、左之通背張ニ而申聞

午二月廿三日

書面談之通、日数廿日

相濟せ候様

十一月

右御勘定奉行へ申し見させ候処、願い之趣余儀無く

相聞え候、日数三十日分、一人一日式合ずつ御救米

下され然るべき旨申し出で候に付き、

其趣書き取り、司農へ

申し合わせ宜しく取り計らい候旨

背張を以つて寺社奉行へ

申し聞け候事 十二月二日

⑤ 本堂修覆 日高郡嶋村 善妙寺

助成のため午二月上旬より晴雨四七日之間

在来之法物披露、右賑いのため豊年

手踊り興行願い

巳八月

⑥日数之内廿日相濟せ候様寺社司
午二月十日に談じ出で候に付き、

左之通り背張にて申し聞け

午二月廿三日

書面談じ之通り、日数廿日

相濟せ候様

〔文意例〕

④

寺社奉行が提出
奥熊野新宮組
修驗・家内共
五十五人
困窮お救い願ひ
十一月

右の願いを勘定奉行に（考えを）言ってみさせたところ、願ひの内容は無理からぬこと
の様で、日数三十日分、一人一日二合ずつの御救い米を

お与えになつて当然であると申し出たので、その内容を書き取り、勘定奉行と
相談の上適宜取り計らうよう「背張」で寺社奉行へ

お伝え申した。 十二月二日

⑤

日高郡嶋村
善妙寺
本堂修繕の

助成のために、午二月上旬より晴雨にかかわらず二十八日の間
寺内にある宝物を披露し、その人出を増やすため豊年
手踊り興業願ひ。

巳八月 ⑥（願ひの）日数の内二十日で済ませる様寺社奉行は

午年二月十日に意見を申し述べてきたので、左の通り「背張」で告知申した。

午二月二十三日

書面の意見の通り、日数は二十日で済ませる様。

〔語意・語法〕

④ 修験家内「修験」は修験道の指導者。山伏。「家内」はここでは共に暮らす者。弟子。奉公人。十一月安政四年か。申見させ（寺社奉行から）言ってみさせる。「させ（為）」は使役。願之趣「趣」は読み取るとは困難。こういう文字は意味を取っていくしかない。あるいは、定型の語で意味は分かるから、「衛」「候」のように気易く分かりにくいはずし字を書いているともいえる。相間理解できる。判断できる。「相」は語調を整える語。被下藩が修験・家内共に御救い米をお与えになる。「被」は敬語。「下」は与える。可然そうすべきだ。当然だ。「可」は話者の意志。「然」はそうである。申出 勘定奉行が申し出る。其趣 右の勘定奉行の「申出」を御用部屋で書き取った。司農 農を司る、すなわち勘定奉行。

⑤ 善妙寺 浄土真宗本願寺派。御坊市島。晴雨 晴雨にかかわらず。四七日「四七日」か。七日間が四回。二十八日。在来 今まで普通にあつたこと。これまで通り。法物宝物。豊年手踊 豊年を祝う手踊り。巳八月 安政四年。⑥ 寺社司：談出 寺社奉行（「寺社司」）が見解を述べる。左の「背張」にある「書面談」と合わせ考えれば、寺社からの願いを寺社奉行が書面で御用部屋へ提出した際に、そこに日数の件を付帯意見として添えたものと考えられる。背張 寺社奉行が提出した書面の「背」（裏）に付けた貼り紙のことか。承認に当たった条件を「背張」に記した上で、書面は寺社奉行に戻したのであろう。申聞 言い聞かせるの謙讓語。書面談：濟せ候様「背張」に記した内容。「書面談」は右の「寺社司談出」のこと。

【寺社三】

〔積文〕

⑦ 近年、持病之 寺社司出ス 養珠寺

疝癩強差起り難儀仕候間、相州

箱根湯治仕候ハ、可然旨医師申候付、

五廻り程養生仕度且当年祖父

五十回忌正当二付江戸谷中龍泉寺江

廟參も仕度、⑧来三月上旬出立、道中

上下共日数八十五日之御暇奉願候、

公面向者報恩寺相勤、其外

御名代・御案内者末寺演光寺江為

相勤可申、尤山内諸事取締之儀ハ

同寺江申付候間宜御取扱被成下候様

正月

⑨ 寺社司出ス

伊太祈曾社神主

当時流行之 奥数馬

〔読み下し文〕

⑦ 近年、持病之 寺社司出だす 養珠寺

疝癩強く差し起り難儀仕り候間、相州

箱根湯治仕り候はば(ハ)然る可き旨医師申し候に付き、

五廻り程養生仕り度く且当年祖父

五十回忌、正当に付き江戸谷中龍泉寺へ

廟參も仕り度く、⑧来る三月上旬出立、道中

上、下共日数八十五日之御暇願ひ奉り候、

公面向は報恩寺相勤め、其外

御名代・御案内は末寺演光寺へ

相勤めさせ(為二相勤)申す可し、

尤山内諸事取り締り之儀は

同寺へ申し付け候間

正月

宜しく御取り扱成し下され(被二成 下)候様

⑨ 寺社司出だす

古碑記

⑦ 古碑記 古碑記 寺

西麻漢者者 轉作信方相州

相州漢漢信方者 信方漢漢信方

信方漢漢信方者 且為平祖文

字國忠字方由字 字國忠字方由

字國忠字方由 字國忠字方由

字國忠字方由 字國忠字方由

字國忠字方由 字國忠字方由

字國忠字方由 字國忠字方由

去歲丁丑山内瑞雪一歲之陽
日等中也有以定官家天下
正月

去歲日也

修善新法社法

⑨ 去歲日也 天數了

去歲日也 天數了
廿八日也 天數了

奥の款

八日

此の御書は

⑩

孝の年志例

七條の御書

此の御書

七條の御書は
御書に年志款

八日 孝の御書

悪病為消失於当社当月

廿八日氏下之者为願解・駄馬

興行願

八月 聞届済ス、廿五日

⑩ 寺社司出ス

表門前両側 海善寺

土塀及大破候付、先年之跡形も有之、

筋塀ニ再建願

八月 聞届済ス 廿九日

当時流行之

伊太祈曾社神主
奥数馬

悪病消失の為、当社に於いて当月

廿八日氏下之者願いの為解き・駄け馬

興行願い

八月 聞き届け済す、廿五日

⑩ 寺社司出だす

表門前両側 海善寺

土塀大破に及び(及「大破」候に付き、先年之跡形も之有り、

筋塀に再建願い

八月 聞き届け済す 廿九日

〔文意例〕

⑦ 寺社奉行が提出

近年、持病の 養珠寺

疝癢が強く起り難儀いたしておりましたところ、相州

箱根で湯治すればいいだろうということを医師が申すので、

五廻り(三十五日)程療養したいと思います。同時に今年は祖父の

五十回忌にちょうどなりますので、江戸谷中龍泉寺へ
墓参も致したく、⑧来る三月上旬に出立、道中

行き・帰り共日数八十五日の御暇をお願い致します。

藩の公用関係は報恩寺が勤めます。その外

御名代・御案内については末寺演光寺に

勤めさせます。もつとも寺内の諸事経営・管理については

演光寺へ申し付けますので、よろしく御取り扱い下さいます様。

正月

⑨ 寺社奉行が提出

伊太祈曾社神主

今はやっている

奥数馬

悪病消失のため、当社において今月

二十八日、氏子の祈願のため解き馬・駈け馬

興行の願い。

八月 承認済み 二十五日

⑩

表門前両側の

寺社司が提出

海善寺

土塀が大破してしまつたので、先年に利用した雛形も有ることですから、格式の高い筋塀への再建願ひ。

八月 承認済み 二十九日

〔語意・語法〕

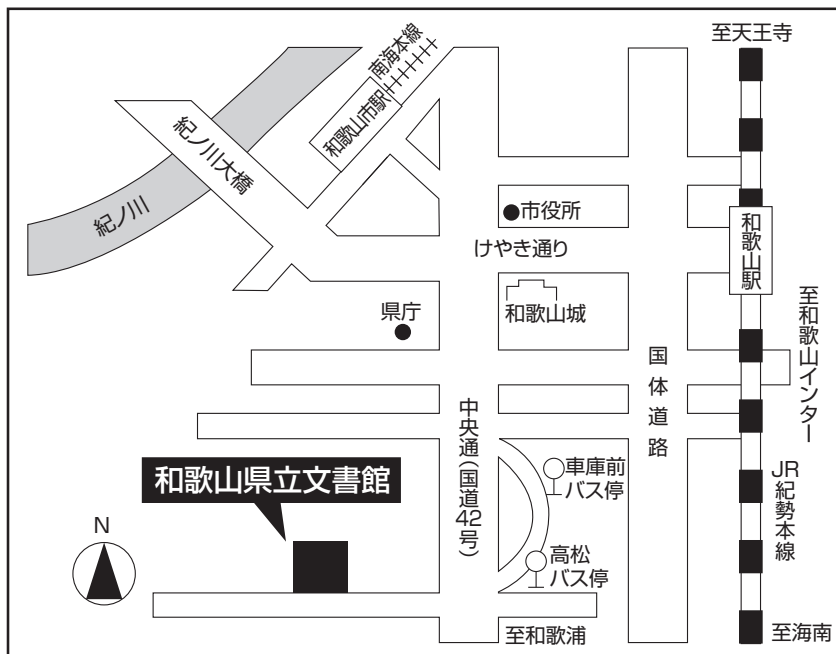
⑦**養珠寺** 日蓮宗。海士郡和歌村（和歌山市和歌浦中）。**疝癩** 胸・腹・腰などが急に激しく痛む病氣。**差起り** 「差」は接頭辞。特に意味はない。**難儀** 仕「仕」は「する」のていねい語。**相州** 相模国さがみのくに。**湯治** 温泉療法。それぞれの温泉ごとに効能が異なる。日本近世医学（東洋医学）の考え方で、その温泉に含まれる物質の効能によつて治癒力を高めようとする療法。**可然** ふさわしい。**五廻り** 七日を一単位とする仏教の考え方で、その五倍。三十五日。**養生療養**。**正当** ちようど当たること。**谷中** 東京都台東区。**廟参** 墓参。「廟」の「朝」の左側は難解。

⑧**上下** 街道を往復すること。**御暇** 藩役務の免除。**奉願** 「奉」は謙讓語。**公用向** ここでは藩の「公用」か。「向」はある方面に関わること。**報恩寺** 日蓮宗。和歌山吹上

（和歌山市真砂丁）。**名代**・案内 寺内と訪問先での法事か。**為相勤可申** 勤めさせます。「為」は使役。「可」は話者の意志。「申」は補助動詞、上の動詞（「為相勤」）をていねいに表現する。**取締** 寺内経営・管理。**被成下** して下さいますように。「被」は敬語。正月 安政六年。

⑨**伊太祈曾社** 名草郡伊太祁曾村（和歌山市伊太祈曾）。**当時** 現在。**氏下** 「うじのしも」か。氏子。**解**・駈馬 解き馬、駈け馬。綱を解いた馬と速く走る馬。神を覚醒させるのか。八月 安政六年。

⑩**海善寺** 西山浄土宗。和歌山道場町まぢ（和歌山市道場町）。**跡形** 字義からは「痕跡」。「先年之」だから、前回造つた際の雛形・原型の類か。**筋塀** 白い横線の入った築地塀ついでし。格式の高い寺院などに用いられる。八月 安政六年。



〈利用案内〉

所在地

〒641-0051 和歌山市西高松一七一三八

(TEL 073-436-9540)

開館時間

火曜日～金曜日 午前10時～午後6時

土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

休館日

月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)

年末年始 12月29日～1月3日

館内整理日

1月 4日(その日が月曜日のときは5日)

2月～12月 第2木曜日(その日が祝日と重なるときはその翌日)

特別整理期間 10日間(年1回)

交通

JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第二集

平成二十七年三月三十一日発行

編集 和歌山県立文書館

発行 和歌山県

印刷 株式会社ウイング

環境に配慮した用紙と、
植物性由来のインクを使用しています。
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

